

高齢者虐待防止 ネットワーク構築事例集

平成20年10月

北海道

はじめに

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第16条において市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との協力体制（いわゆる高齢者虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。))を整備しなければならないとされていますが、平成20年4月1日現在の道内におけるネットワークの構築状況は、48市町村となっており、未構築の市町村が依然として多い状況にあります。

高齢者虐待を未然に防止するとともに、虐待を受けた高齢者や養護者に対して適切に支援を行うためには、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や、関係機関・団体等との連携協力を行うネットワークづくりが大切となっています。

このようなことから、この度、市町村におけるネットワーク構築の際の検討に活用していただくため、既構築済み市町村の取り組み事例をまとめました。

今回の事例集では、「地域ケア会議を活用して設置したもの」「関係機関、専門家によるネットワークとともに、地域住民による早期発見・見守りネットワークを設置したもの」のほか「電話相談（相談窓口）の設置」「評価、課題検討のためのミーティングの開催」「認知症サポーターの活用」「24時間対応」などの取り組みを実施している事例を紹介をしていますが、他の市町村においても地域の実情に応じた、いろいろな工夫による活発な取り組みが行われています。書面の都合上、全てを紹介することはできませんが、構築済み市町村の一覧表を掲載していますので近隣市町村から直接情報を得るなど、本事例集を活用し、早期にネットワーク構築に向けた取り組みを実施していただくことを期待しております。

最後になりますが、今回の事例集作成にあたり御協力をいただきました48市町村の皆様に厚く御礼申し上げます。

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課長
福 士 龍 人

目 次

1	高齢者虐待防止ネットワーク構築済み市町村の状況・・・・・・・・・・	P 1
	(平成20年4月1日現在)	
2	高齢者虐待防止ネットワーク構築事例	
事例1	札幌市・・・・・・・・・・	P 2
事例2	石狩市・・・・・・・・・・	P 5
事例3	当別町・・・・・・・・・・	P 9
事例4	赤平市・・・・・・・・・・	P 11
事例5	妹背牛町・・・・・・・・・・	P 19
事例6	網走市・・・・・・・・・・	P 22
事例7	津別町・・・・・・・・・・	P 26
事例8	新ひだか町・・・・・・・・・・	P 32
事例9	中札内村・・・・・・・・・・	P 38
事例10	足寄町・・・・・・・・・・	P 44
3	各市町村における高齢者虐待防止ネットワーク構築に係る担当部署・・・・・・・・	P 48
	(平成20年4月1日現在)	

1 高齢者虐待防止ネットワーク構築済み市町村の状況(平成20年4月1日現在)

市町村名	構築年月日	構築の主な契機				備考
		法の施行・国通知	包括Cの設置	相談等の増加	その他	
1 札幌市	H17.4.1				○	関係機関の連携、支援体制の整備
2 江別市	H19.8.24	○				
3 北広島市	H19.2.14				○	虐待調査
4 石狩市	H18.8.31	○				
5 当別町	H18.10.1			○		
6 七飯町	H18.4.1	○				
7 厚沢部町	H18.4.1	○				
8 留寿都村	H19.4.1				○	地域包括支援センターの機能の充実
9 赤井川村	H19.4.1		○			
10 夕張市	H19.12.1	○				
11 芦別市	H20.3.31			○		
12 赤平市	H19.4.1	○	○			
13 滝川市	H20.3.14		○			
14 深川市	H19.3.1				○	議会議論
15 栗山町	H18.4.1				○	既存ネットワークの活用
16 新十津川町	H19.11.30			○		
17 妹背牛町	H20.2.19	○	○			
18 秩父別町	H19.10.22	○				
19 雨竜町	H19.11.30			○		
20 北竜町	H20.4.1			○		
21 旭川市	H18.7.26		○			
22 士別市	H19.7.1			○		
23 鷹栖町	H19.12.4	○				
24 当麻町	H18.4.1	○				
25 苫前町	H17.4.22			○		
26 遠別町	H20.4.1				○	障がい者等他法と同時に設置
27 網走市	H20.4.1			○		
28 紋別市	H19.11.28			○		
29 美幌町	H18.10.26			○		
30 津別町	H19.12.14			○		
31 斜里町	H12.10.1				○	地域ケア会議を活用
32 置戸町	H18.4.1	○				
33 苫小牧市	H19.7.1			○		
34 伊達市	H19.4.1	○				
35 豊浦町	H20.3.21				○	児童等他法と同時に設置
36 白老町	H18.7.19	○				
37 新ひだか町	H19.8.29				○	関係機関や民間団体との連携協力体制の整備
38 帯広市	H17.7.20			○		
39 士幌町	H19.8.1	○				
40 上士幌町	H19.12.1	○				
41 芽室町	H19.7.23		○			
42 中札内村	H19.11.1		○			
43 本別町	H18.10.3	○	○			
44 足寄町	H18.4.1	○	○			
45 陸別町	H20.3.31				○	全国的に虐待が問題化
46 釧路市	H18.12.25			○		
47 浜中町	H18.4.1				○	地域ケア会議を活用
48 羅臼町	H18.10.11	○				
計48市町村		18	9	14	11	

2 高齢者虐待防止ネットワーク構築事例

事例1 札幌市

1 所管	担当部課名	保健福祉部介護保険課	
	連絡先電話番号	011-211-2547	

2 概要	位置・環境等	石狩平野の南西部に位置し、日本最北の政令指定都市です。 気候は、日本海型気候で、夏はさわやか、冬は積雪寒冷を特徴としており、四季の移り変わりが鮮明です。第3次産業の比率が高く、豊かな自然を生かした観光業が盛んです。		
	面積	1,121.12km ²	高齢化率	18.8%
	人口	1,880,138人	要介護認定者数	61,444人
	高齢者人口	352,986人	要介護認定	17.4%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期	平成17年4月1日
----------------------	-----------

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

高齢者虐待に関する相談支援は、区役所における総合相談や訪問指導、在宅介護支援センターの介護相談や地域ケア会議により対応していましたが、関係機関の連携や適切な支援体制を整えるため、平成17年度から、高齢者虐待相談を受ける専門窓口の設置と、相談体制を支援し、高齢者虐待防止推進のためのネットワークを形成する運営委員会の設置をおこなう「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業」の実施に至りました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ①4月から各区における高齢者虐待の相談支援状況の把握（保健師の訪問指導による支援状況） ②11月、厚生労働省が「高齢者虐待に関する全国調査」を実施（自治体、介護支援専門員、介護サービス事業者など2万件調査）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ①札幌新まちづくり計画の重点事業「2015年の高齢者介護推進事業」の中に高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の実施にかかる高齢者虐待の相談支援体制を整備 ②高齢者虐待防止ネットワーク運営事業検討プロジェクト会議の開催（区保健師、市社会福祉協議会、基幹型在宅介護支援センター職員等）
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ①4月、「高齢者虐待電話相談窓口」の設置（札幌市社会福祉協議会に委託） ②札幌市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の手引きの作成 ③相談支援担当者に対する研修会の開催 ④高齢者虐待防止に関するチラシの作成（4000枚）と配付（区及び区社協、在宅介護支援センター等） ⑤札幌市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置

	<p>⑥ 7月、第1回「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」の開催</p> <p>※ 11月、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の公布、平成18年4月1日施行</p>
平成18年度	<p>※ 4月、厚労省より法の施行に向けた市町村、都道府県のマニュアルが送付される</p> <p>※ 4月24日、厚労省主催の全国高齢者虐待防止・養護者支援担当者会議が開催される（東京）</p> <p>① 5月、法の施行に伴う札幌市の実施体制に関する検討会の開催（区保健福祉部介護障がい担当課長、相談担当係長、福祉支援係長、保健支援係長等、実務レベルの検討会議3回）</p> <p>② 6月、関係部課長会議、係長会議で意見調整</p> <p>③ 6月、北海道警察、法務局、弁護士会等関係団体調整</p> <p>④ 6月、第2回高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会開催</p> <p>⑤ 7月、要綱制定、規則改正、マニュアル作成</p> <p>⑥ 7～8月、関係職員研修会</p>

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙「札幌市における養護者による高齢者虐待防止に関する相談支援体制」参照。

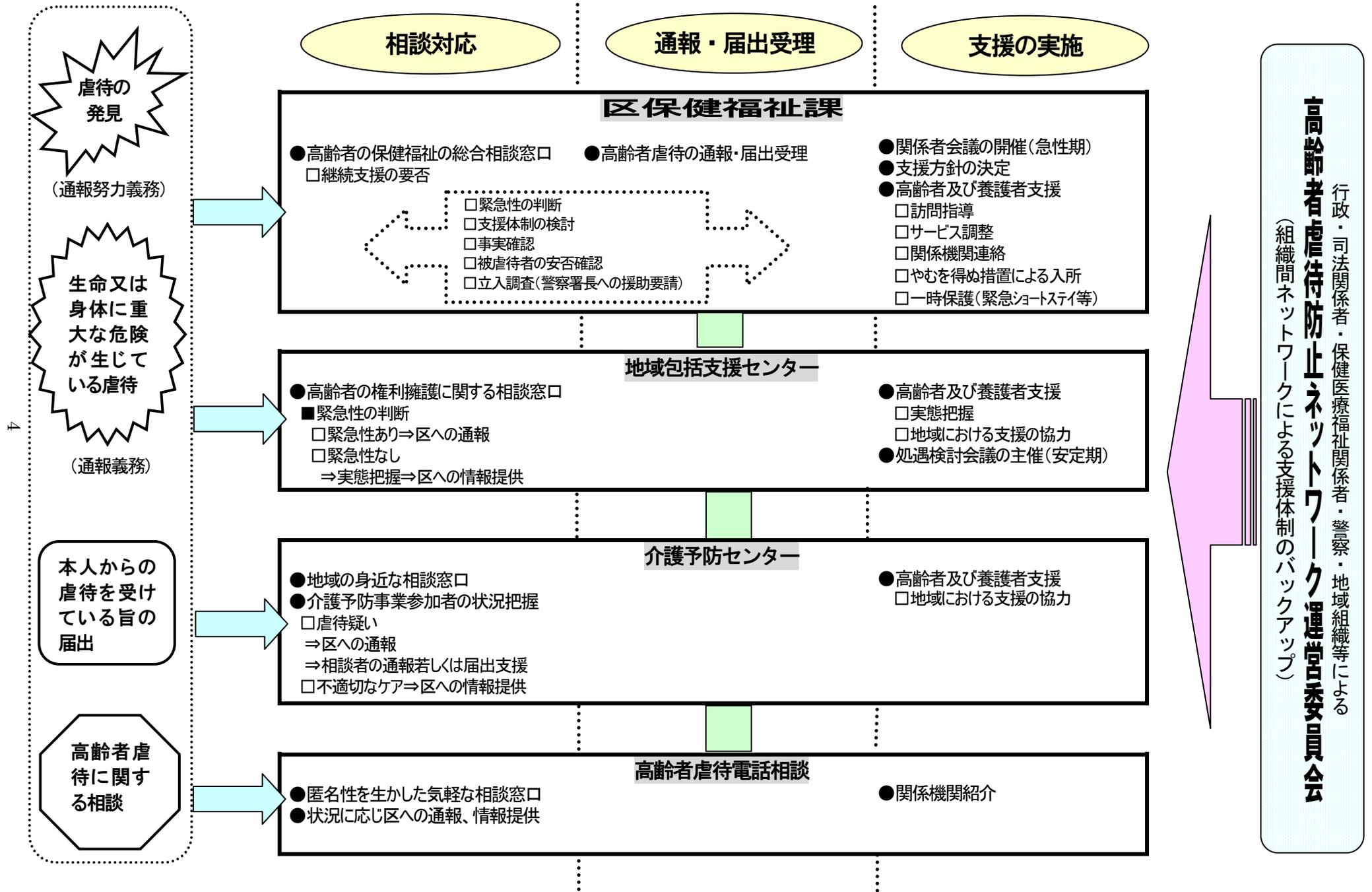
7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

- ① 高齢者虐待電話相談＜専用窓口の設置＞
- ② 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会＜年3回程度、事例検討含む＞
- ③ 研修会＜関係職員対象＞
- ④ 市民啓発活動＜認知症や高齢者虐待防止の理解促進のため、市民を対象とした講話、リーフレットの配布等＞

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

- ① 虐待相談・通報に対する役割分担、緊急対応時の協力体制の整備（区役所、地域包括支援センター、医療機関、介護事業所、施設等）
- ② 支援に対する指導助言の必要性（運営委員会の活用等）
- ③ 弁護士や警察との連携や協力体制のとり方
- ④ 地域関係者への啓発と連携

【 札幌市における養護者による高齢者虐待に関する相談支援体制（H18年7月～） 】



事例2 石狩市

1 所管	担当部課名	石狩市地域包括支援センター
	連絡先電話番号	0133-75-6677

2 概要	位置・環境等	札幌市の北側に隣接し、石狩湾に臨む水に恵まれた環境にあります。江戸時代初期には河口部流域が「場所」に指定されたことや交通の要所であったことから、西蝦夷地の中心地として重要な役割を果たしてきました。近年は、石狩湾新港をベースにした国際的な文化・経済の拠点として、めざましい発展を遂げています。		
	面積	721.86km ²	高齢化率	20.7%
	人口	61,367人	要介護認定者数	2,053人
	高齢者人口	12,676人	要介護認定	16.2%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成18年8月31日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

高齢者虐待防止法施行前の平成16年頃から、在宅介護支援センター（当時）において高齢者虐待の相談を受けてきました。その支援の過程で、高齢者虐待の関係機関との協力や連携の必要性を感じていました。法施行前は個人情報保護の関係で、警察や医療機関からの情報がなかなか取りづらい現状もありました。平成18年4月の法施行後、高齢者虐待防止のモデル地区であった北広島市や保健所等の助言を得ながら、ネットワークを構築しました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成 17年度	<p>①秋、福祉関係者の理解を深めるために、地域ケア会議にて、高齢者虐待の定義等に関する研修会を開催。</p> <p>②ネットワーク構築を江別保健所保健師に相談。江別保健所主催の虐待対応をテーマにした近隣市町村の意見交換の会に参加し各市町村の状況を知る。</p> <p>③平成18年2月、モデル地区の北広島市の取り組みを参考に、福祉関係者、民生委員を対象に高齢者虐待相談数等をアンケート調査し、市内の実態を把握した。その結果について、ケアマネジャー連絡会議や民生委員定例会にて報告を行った。（アンケート結果、市内虐待相談数＜疑い含53件＞）</p> <p>また、虐待防止に関する外部研修会にはできる限り参加し、情報を集めた。</p> <p>④月1回定例開催の事例検討会等で地域包括支援センターや市関係者、社協、保健所等とネットワークに必要なメンバーの選定やネットワークのあり方について意見交換を重ねた。</p>
平成 18年度	平成18年8月31日 高齢者虐待防止ネットワーク設立。

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙「石狩市高齢者虐待防止ネットワークのイメージ」参照。

7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

●「石狩市高齢者虐待防止ネットワーク会議」開催

＜全体会議＞ 年1回

○内容：各機関の代表が集まり、前年度の報告、ネットワーク体制の課題等を検討する。

○メンバー：警察、消防、医師会、弁護士会、法務局、人権擁護委員、社会福祉協議会、民生委員、保健所、各特別養護老人ホーム施設長、地域包括支援センター、市関係部署

＜ケース検討会議＞ 随時（H19年度は12回開催）

○内容：個々の事例の支援方針を検討する。

○メンバー：上記機関の関係職員に加え、ケアマネジャーなどの関係者。

●市民向けの講演会開催

平成18年度に開催。

「防ごう！高齢者虐待」講師 北海道医療大学 石川 秀也 教授

●「石狩市高齢者虐待防止マニュアル」の作成

原案を地域包括支援センター（直営・委託）にて作成し、事前にネットワーク機関に目を通してもらい、高齢者虐待防止ネットワーク全体会議でマニュアルの内容を協議、会議で出た意見を参考に作成、平成19年10月マニュアルを発行。（市内医療機関・関係事業所に配布）

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

●緊急時に迅速に動けるように、平常時より活用できる諸制度の整理が必要。

（特に措置等の入所に関してなど）

●ネットワーク体制を組んでいても、各機関の担当者の入れ替わり等があるので、ネットワークのスムーズな流れを維持するため、勉強会や各機関の役割を確認する機会を継続して持つことが必要。

石狩市高齢者虐待防止ネットワーク

(1) 経緯

高齢者虐待の事例に適切に対応するためには、一つの機関だけで対応するのではなく、関係者相互の連携や協力が不可欠であり、関係者のネットワークをつくることがとても重要です。介護保険サービス事業者、ケアマネジャー、民生委員、医療機関、老人福祉施設、社会福祉協議会、警察、消防、弁護士会、法務局、人権擁護協議会、保健所、市関係部局など、幅広い連携が求められます。

高齢者虐待防止法では第16条で、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならないと規定されています。

石狩市では、さまざまな関係機関の協力のもと、平成18年8月31日に「石狩市高齢者虐待防止ネットワーク」を立ち上げました。地域包括支援センターが中心となり、ネットワークを活用しながら高齢者虐待への支援体制の整備や情報交換、支援方策の検討を行なっています。

(2) 高齢者虐待防止ネットワークの役割

高齢者虐待防止ネットワーク会議には、代表者レベルが集まる「全体会議」と実務担当者レベルが集まる「ケース検討会議」があります。

①全体会議

高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について関係機関の代表者が集まり検討していきます。年1回程度開催します。

②ケース検討会議

個別事例についての情報交換、支援方策等について必要な関係機関の実務担当者が集まり検討していきます。虐待事例の場合は、緊急な対応が求められることもあることから必要に応じて随時開催します。

関係機関及び関係者（全体会議）

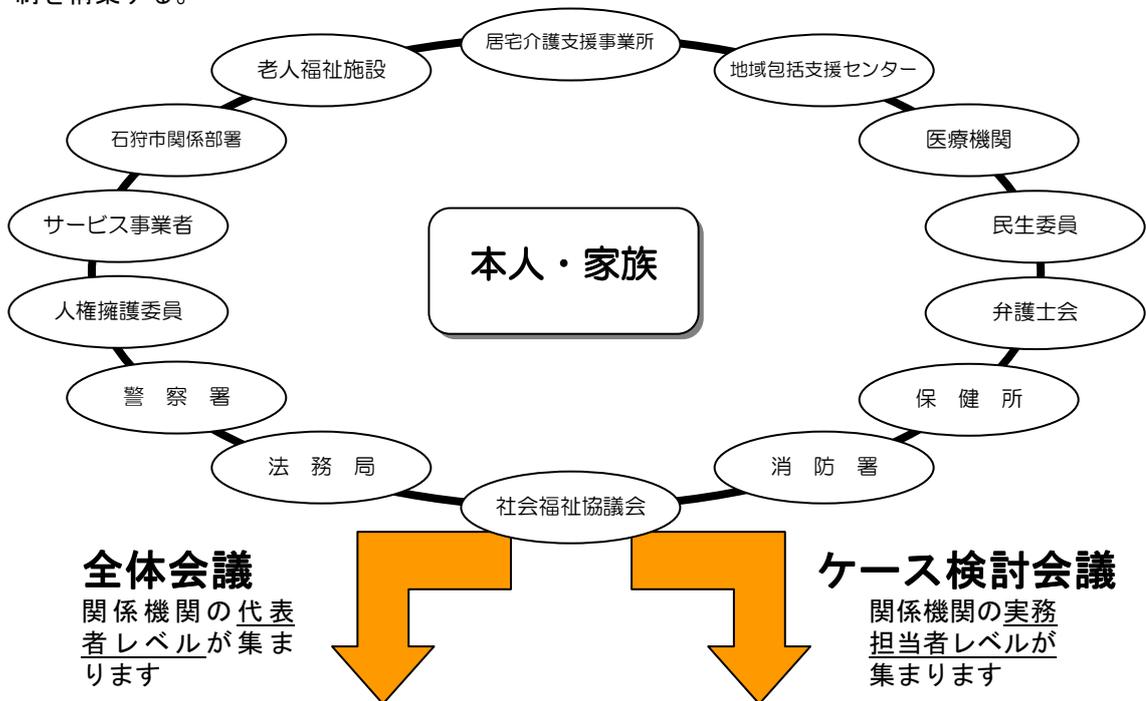
- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ・ 札幌方面北警察署 | ・ 特別養護老人ホームはまますあいどまり |
| ・ 札幌弁護士会 | ・ 石狩市花川北地域包括支援センター |
| ・ 石狩医師会 | ・ 石狩市地域包括支援センターホットライン 21 |
| ・ 江別保健所 | ・ 石狩市厚田地域包括支援センター |
| ・ 石狩消防署 | ・ 石狩市浜益地域包括支援センター |
| ・ 札幌法務局人権擁護部 | ・ 高齢者支援課 |
| ・ 人権擁護委員 | ・ 健康づくり課 |
| ・ 石狩市社会福祉協議会 | ・ 保健福祉部長 |
| ・ 石狩市民生委員児童委員連合会 | ・ 福祉総務課長 |
| ・ 特別養護老人ホーム石狩希久の園 | ・ 厚田・浜益支所市民生活課 |
| ・ 特別養護老人ホームばんなぐろ | |
| ・ 特別養護老人ホーム厚田みよし園 | |

(3) 石狩市高齢者虐待防止ネットワークのイメージ

高齢者虐待防止ネットワーク会議

○事業目標

- ・高齢者虐待の実態把握調査とその分析により石狩市の傾向を把握し、虐待を未然に防ぎます。
- ・市民や保健医療福祉関係者に虐待の定義や相談窓口の情報を周知し、虐待に対する認識を高め、地域での見守り強化、早期発見を図る。
- ・介護者が孤立しないよう、介護者に対する情報提供、支援を行なう。
- ・高齢者虐待発見後に速やかに適切な対応が出来るように、関係者との連携を強化し、支援体制を構築する。



【全体会】

- ・虐待防止及び早期発見等の支援体制の整備
- ・年1回程度開催

【ケース検討会議】

- ・個別事例についての情報交換・支援方策等の検討を行なう
- ・随時開催

事例3 当別町

1 所管	担当部課名	福祉部福祉課		
	連絡先電話番号	0133-23-3029		

2 概要	位置・環境等	石狩平野のほぼ中央部に位置し、地形は南北に細長く、北部は山林地帯、南部は農地や住宅地が広がる平坦地で、町の南北を石狩川の支流、当別川が貫流しています。農業を基幹産業とし、米や切り花の生産が盛んです。札幌近郊の田園都市として発展しています。		
	面積	422.71km ²	高齢化率	22.5%
	人口	19,186人	要介護認定者数	683人
	高齢者人口	4,309人	要介護認定	15.3%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成18年10月1日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

高齢者虐待に関する相談や情報が寄せられ、その対応や予防体制を整備し充実させる必要性が高まっていました。
そのような中、平成18年4月1日に地域包括支援センターを設置し、その役割に権利擁護に関する内容が明文化されたことで、センターの重要課題に位置づけ、体制整備に着手しました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成17年度	ネットワーク支援体制づくりの参考とするため高齢者虐待防止対策連絡会議（地域相談機関等連絡会議）、北広島市の虐待防止事業研修会、高齢者虐待に関する地域福祉シンポジウムに参加
平成18年度	①高齢者虐待事例に関するケース会議を実施（2回） ②当別町地域ケア会議に高齢者虐待専門部会を設置し、合わせて地域の関係機関をネットワークメンバーとして組織化を図った（10月から）

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙「当別町高齢者虐待対応の流れ」参照。

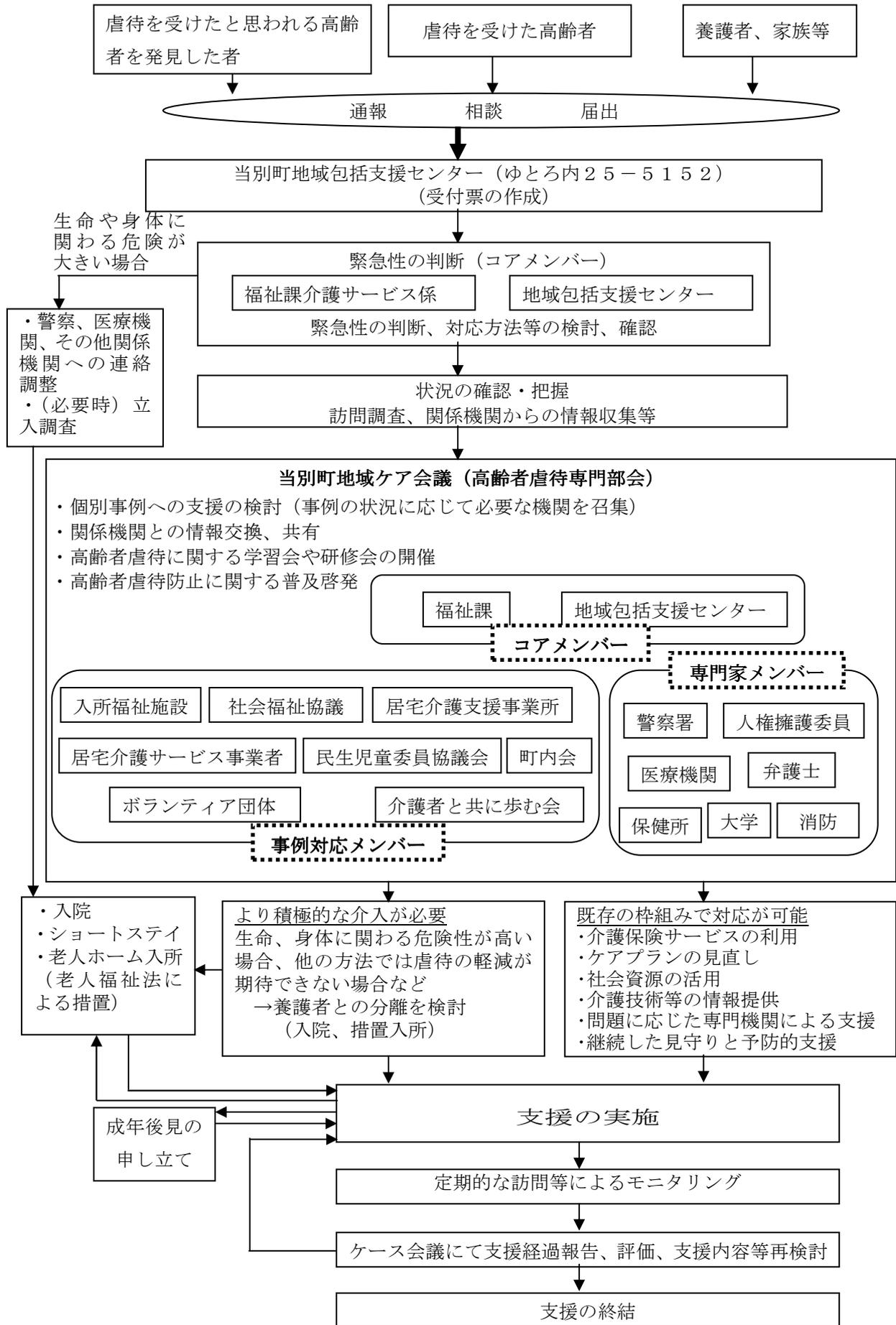
7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

地域ケア会議の高齢者虐待専門部会
①全体会（年2回）
②臨時部会（処遇検討会議）（随時）

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

①地域住民への高齢者虐待問題に関する周知・啓発
②法曹関係者の事例検討会の参加（平成20年度から実施）

当別町高齢者虐待対応の流れ



事例4 赤平市

1 所管	担当部課名	介護健康推進課
	連絡先電話番号	0125-32-0661

2 概要	位置・環境等	赤平市は、北海道のほぼ中央部に位置し、東は芦別市、西は滝川市、南は歌志内市、北は深川市に接しています。昭和35年、人口もピークの59,400人を超えましたが、昭和30年代後半から石炭産業の衰退を余儀なくされ平成6年には最後の一山が閉山し、赤平の「石炭」の歴史に幕を下ろし、鉱業都市から工業都市への産業構造の転換を図っています。		
	面積	129.88 km ²	高齢化率	36.5%
	人口	13,669人	要介護認定者数	754人
	高齢者人口	4,955人	要介護認定	14.7%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成19年4月1日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

法律の施行と地域包括支援センターの設置による。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス利用事業所への実態調査（アンケート） ②各機関主催による研修会への参加 ③民生委員協議会での研修会と虐待対応についての協力依頼。 ④近隣自治体からの情報収集。 ⑤マニュアルの作成・高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱作成などの課内での検討会議。 ⑥地域包括支援センター運営協議会にて協議。承認いただく。
--------	--

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙参照。

7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

- ①マニュアル等の冊子の配布
早期発見・見守りネットワーク8か所、保健医療福祉ネットワーク12か所、専門機関3か所
- ②研修会の開催
ケアマネ連絡会2回、民生委員会協議会1回、町内会長会議1回、老人クラブ理事会1回、

町内会婦人部 1 回、
③啓発事業
高齢者虐待防止パンフレットの全町内会回覧

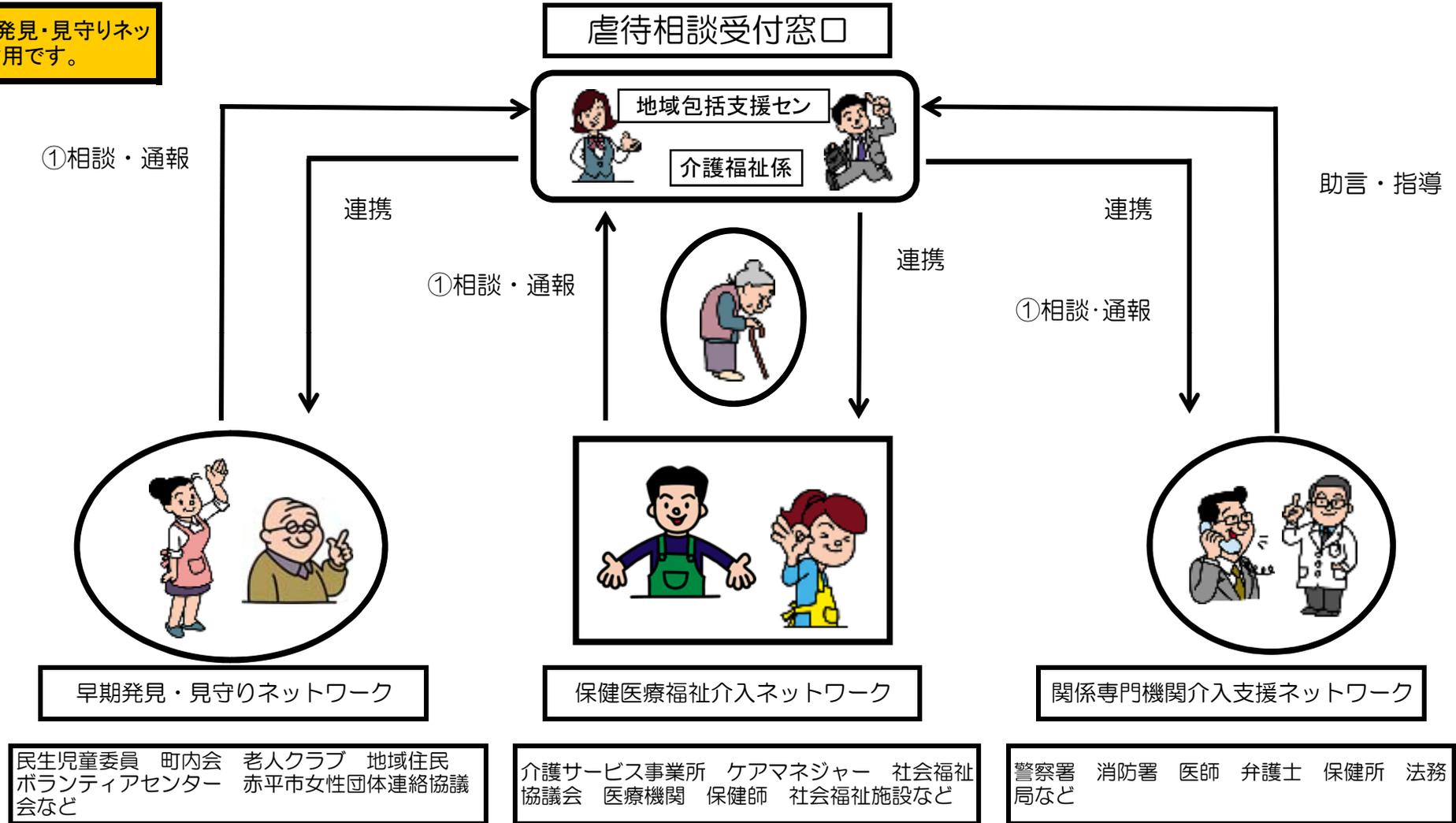
8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

①全体会議の持ち方（必要性も含め）
②成年後見制度利用促進事業の予算付けについて（地域支援事業）
③独居高齢者サポート事業とのネットワークの共有を含めた今後の組織化

あんしんネット(赤平市高齢者虐待防止ネットワーク事業)

②虐待の実態調査 ③虐待ケースマネジメントの実施 ⑤立ち入り調査等の実施 ⑥措置の実施

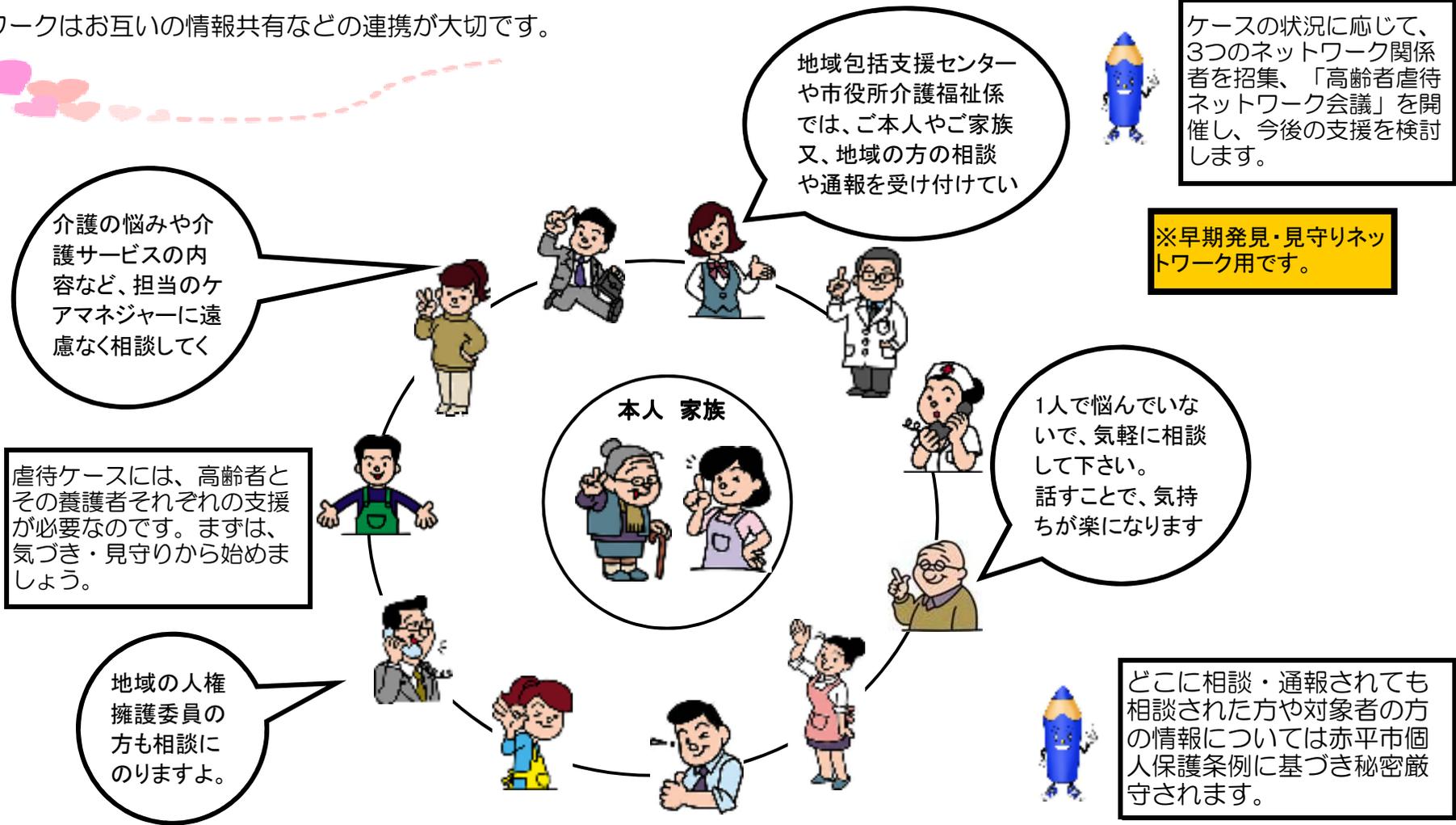
※早期発見・見守りネットワーク用です。



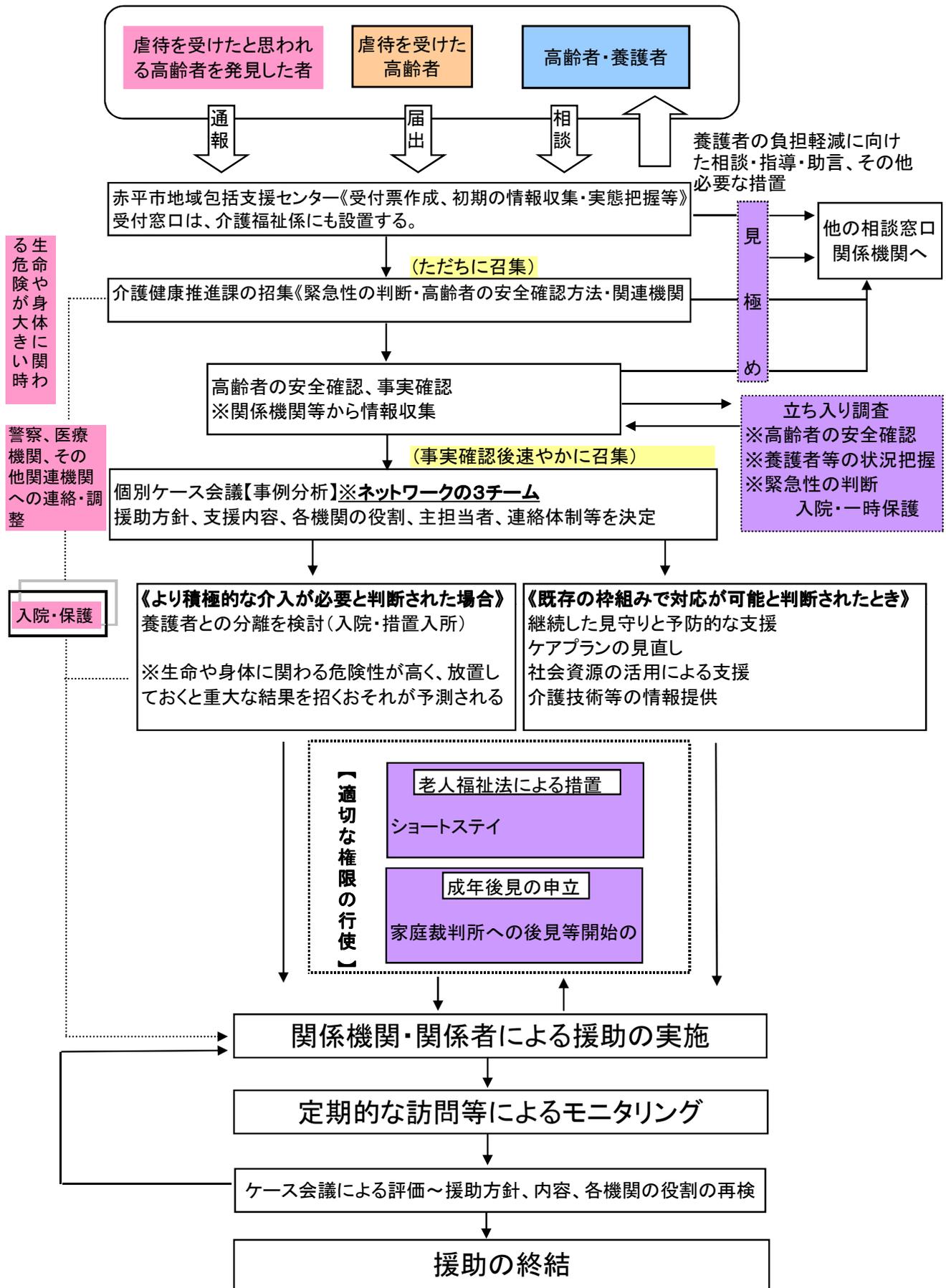
※「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が平成18年4月に施行されています。

あんしんネットイメージ図

ネットワークはお互いの情報共有などの連携が大切です。



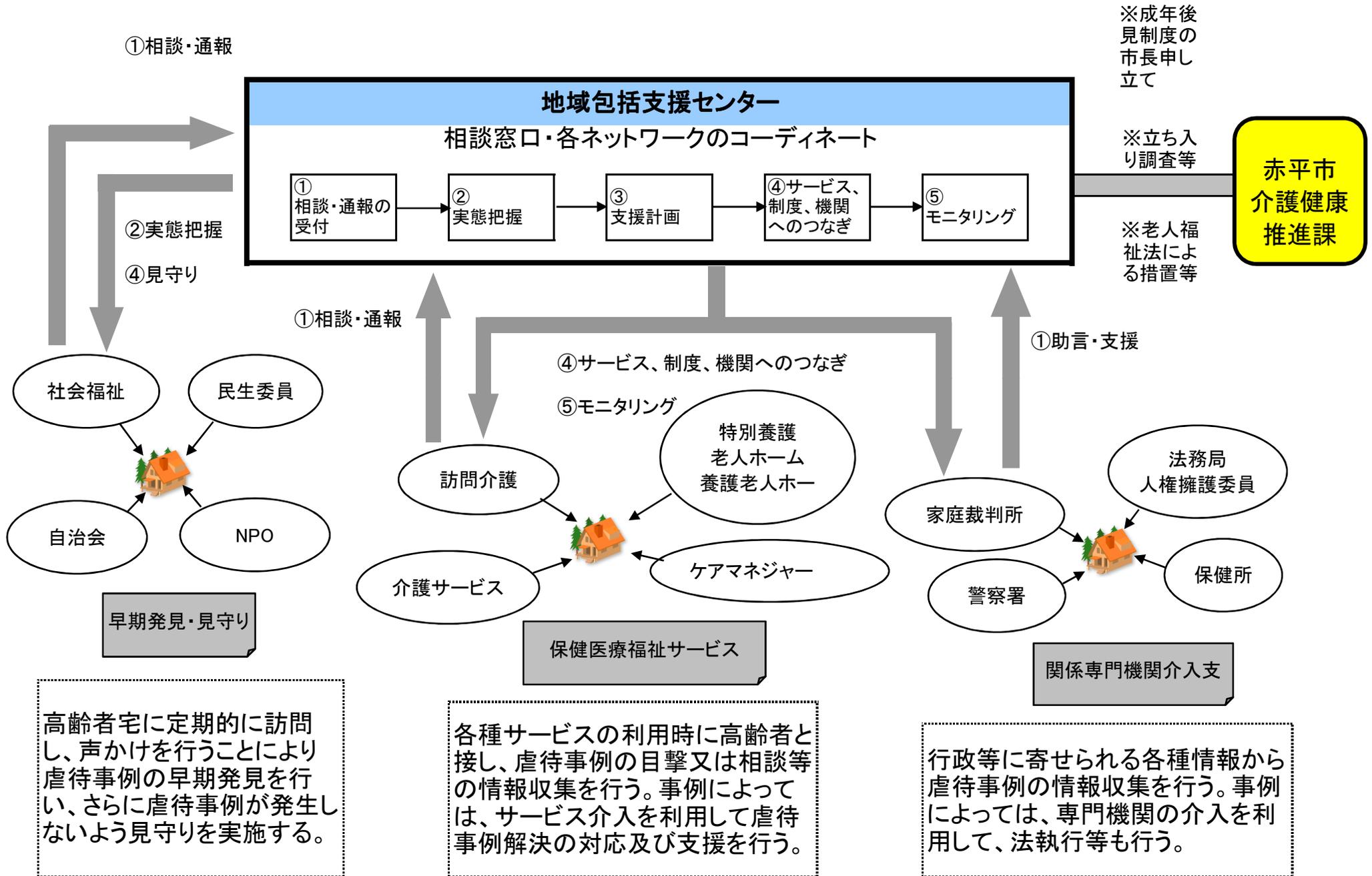
養護者による高齢者虐待への具体的な対応



別 表
個別ケース会議（ネットワークの3チーム）

<p>行政チーム</p>	<p>高齢者虐待防止事務を担当する市職員及び担当部管理職。 事例対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市の担当部局管理職は必須。</p>	<p>総務課 市民生活課 社会福祉課 愛真ホーム その他関係課(必要に応じ) 介護健康推進課</p>
<p>事例対応チーム</p>	<p>虐待の事例に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を召集する。 メンバーは事例によって代わるが、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」を構成する各機関を中心に、「早期発見・見守りネットワーク」構成機関等の参加も検討する。</p>	<p>居宅介護支援事業所(ケアマネジャー) 介護サービス事業所 老人福祉施設を含む社会福祉施設など 社会福祉協議会 民生児童委員 人権擁護委員 各老人クラブ 各町内会 認知症老人を抱える家族の集い 各ボランティア団体 等</p>
<p>専門家チーム</p>	<p>虐待の事例に応じて、専門的な対応が必要となる場合には「関係専門機関介入ネットワーク」を構成する機関の実務担当者を召集し、専門的な対応を図る。</p>	<p>警察 消防署 家庭裁判所 法務局 医師 保健所 医療機関 (必要により、弁護士や消費生活センターなどの協力を得ることもある。)</p>

高齢者虐待防止ネットワークイメージ



①相談・通報

地域包括支援センター

相談窓口・各ネットワークのコーディネーター

- ①
相談・通報の
受付
- ②
実態把握
- ③
支援計画
- ④
サービス、
制度、機関
へのつなぎ
- ⑤
モニタリング

※成年後
見制度の
市長申し
立て

※立ち入
り調査等

※老人福
祉法によ
る措置等

赤平市
介護健康
推進課

②実態把握

④見守り

①相談・通報

④サービス、制度、機関へのつなぎ

⑤モニタリング

①助言・支援

社会福祉

民生委員

自治会

NPO

早期発見・見守り

訪問介護

特別養護
老人ホーム
養護老人ホー

介護サービス

ケアマネジャー

保健医療福祉サービス

家庭裁判所

法務局
人権擁護委員

警察署

保健所

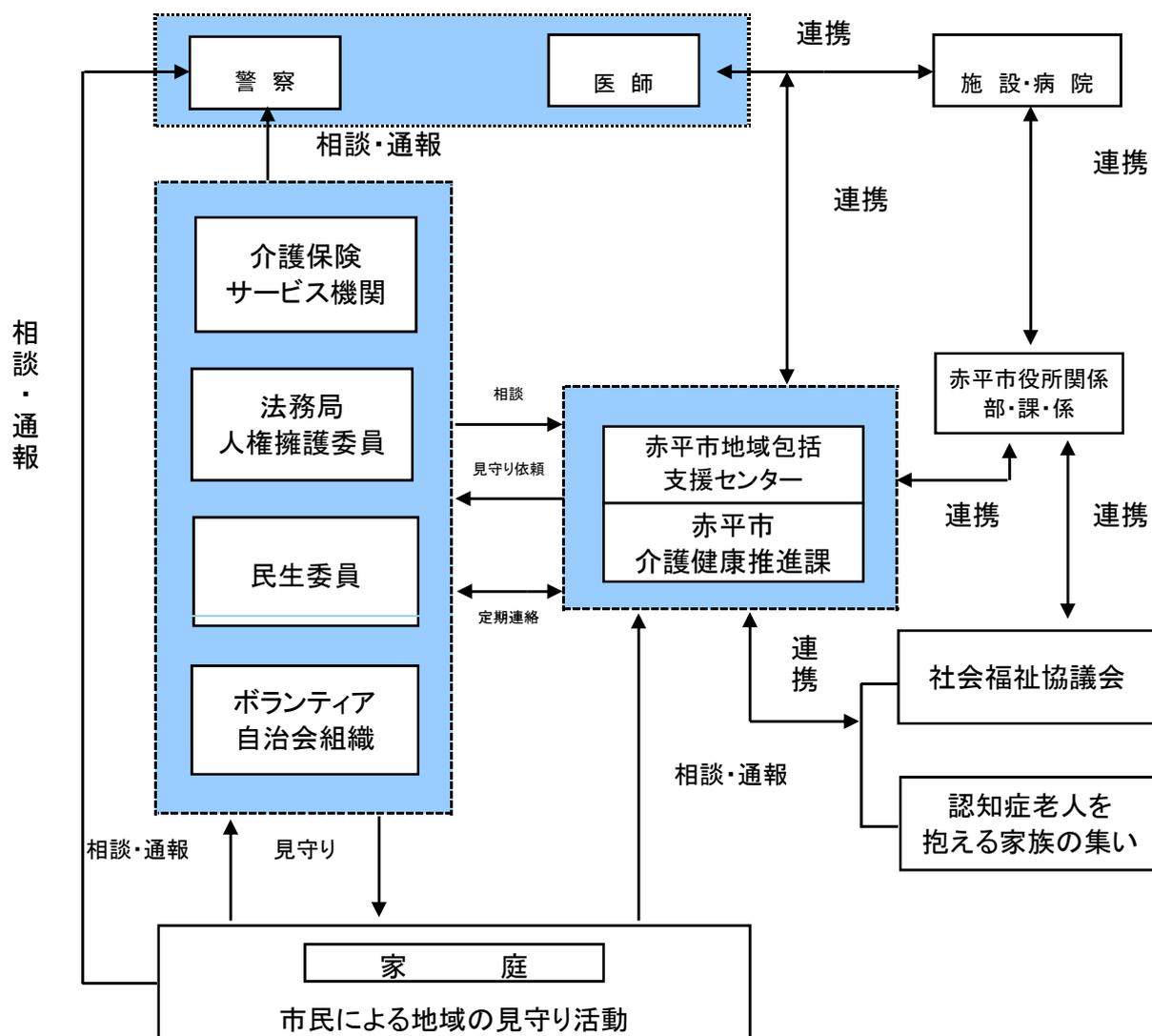
関係専門機関介入支

高齢者宅に定期的に訪問し、声かけを行うことにより虐待事例の早期発見を行い、さらに虐待事例が発生しないよう見守りを実施する。

各種サービスの利用時に高齢者と接し、虐待事例の目撃又は相談等の情報収集を行う。事例によっては、サービス介入を利用して虐待事例解決の対応及び支援を行う。

行政等に寄せられる各種情報から虐待事例の情報収集を行う。事例によっては、専門機関の介入を利用して、法執行等も行う。

赤平市における高齢者虐待への相談・支援体制



※赤平市高齢者虐待防止ネットワーク事業を構築し、高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置する。

事例5 妹背牛町

1 所管	担当部課名	住民課健康福祉グループ
	連絡先電話番号	0164-32-2411

2 概要	位置・環境等	北海道の中央西部、空知支庁管内の北東部に位置し、地勢はすべてが平坦で南に石狩川、西に、雨竜川北に大鳳川が流れ、耕地は概ね沖積土壌で農耕適地になっています。道央自動車道、深川留萌自動車道など高速交通体制の整備により札幌市、旭川市等道内各都市への所要時間が短縮されています。米作を中心とした農業を基幹産業とし、鋳造製品、袋製品などの製造業、小売業により地域経済を支えています。		
	面積	48.49 km ²	高齢化率	34.4%
	人口	3,843 人	要介護認定者数	184 人
	高齢者人口	1,323 人	要介護認定	13.9%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成20年2月19日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

高齢者虐待防止法の施行および地域包括支援センターの開設により、ネットワーク構築の必要性が問われるようになり、それまでは特に高齢者虐待の相談や通報はありませんでしたが、なくとも早期発見や対応支援のネットワーク構築の必要性は感じていました。

平成19年度に入り、関係機関より虐待もしくは不適切対応ではないかという相談が寄せられ早急な取り組みが必要となり、関係機関等のメンバーで組織されている地域ケア会議の中で体制整備の議論、協議をすることになりました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成 18年度	①高齢者虐待に関する研修会への参加（担当者レベル） ②民生委員への説明会開催
平成 19年度	①地域ケア会議メンバーの見直し 「虐待防止ネットワーク構築」の検討 ②地域ケア会議における説明会、勉強会開催（4回） 高齢者虐待防止ネットワーク推進会議について ③地域包括支援センター運営協議会における推進会議の開催 高齢者虐待防止ネットワーク構築の確認

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙「妹背牛町高齢者虐待防止ネットワーク構築」参照。

7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

- ①地域ケア会議開催（毎月1回）
- ②推進会議の開催（年2回）
- ③研修会開催（住民対象）
- ④事例検討会（地域ケア会議メンバーにおいて適宜開催）

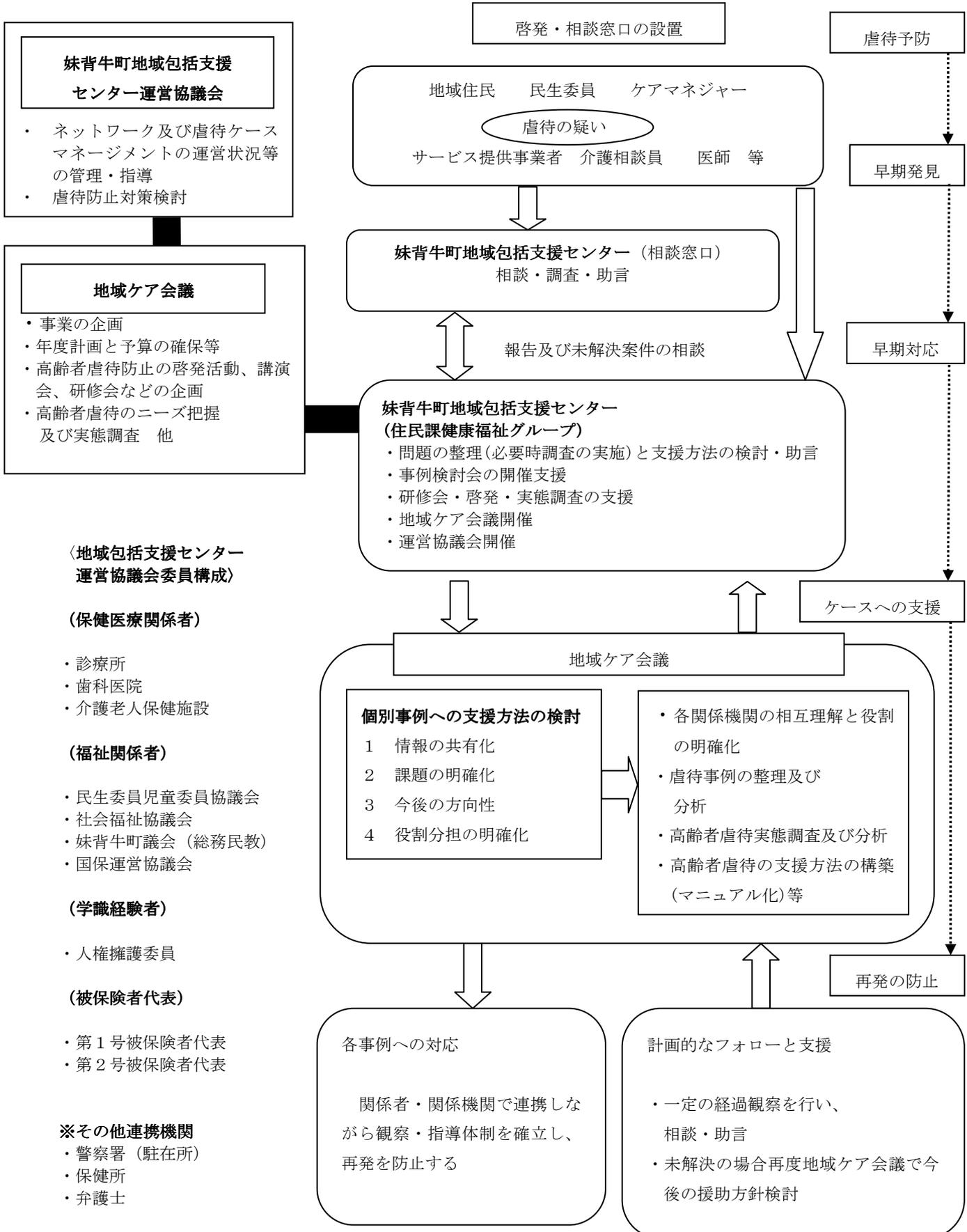
8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

- ①虐待と不適切対応をいかに把握するか情報収集に努める。
- ②地域包括支援センターが窓口であることを住民周知する。
- ③連携機関との迅速な情報交換と体制強化

地域ケア会議参加者名簿

所 属	役職（職種）
妹背牛診療所	医 師
〃	事務長
老人保健施設りぶれ	総務課長
〃	相談員
居宅介護支援事業所りぶれ	介護支援専門員
妹背牛町社会福祉協議会	会 長
〃	事務局長
妹背牛町民生委員児童委員協議会	会 長
妹背牛町介護相談員	介護相談員
〃	〃
妹背牛町デイサービスセンター	業務課長
〃	生活相談員
ケアヘルプ・たいせい	所 長
〃	ヘルパー
ハッピー深川ヘルパーステーション	サービス提供責任者
小規模多機能型居宅介護事業所レラ	介護支援専門員
妹背牛町地域包括支援センター	センター長
〃	保健師
〃	主任ケアマネ
住民課健康福祉グループ	主 幹
住民課保険グループ	主 幹

妹背牛町高齢者虐待防止ネットワーク構築



事例6 網走市

1 所管	担当部課名	福祉部介護福祉課
	連絡先電話番号	0152-44-6111

2 概要	位置・環境等	オホーツク海に面し、寒冷な北海道の中では積雪量も少なく内陸部より比較的温暖ですが、冬期の特殊現象として流氷が到来します。 風光明媚な自然環境に恵まれた観光業、オホーツク海及び湖沼における漁業及び広大な耕地を活用した大規模農業が盛んです。		
	面積	389.43km ²	高齢化率	22.48%
	人口	39,557人	要介護認定者数	1,522人
	高齢者人口	8,893人	要介護認定	17.11%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成20年4月1日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

平成19年度中に虐待事例が見受けられたことから、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、高齢者本人や家族等からの相談を受けるとともに、高齢者虐待に関する知識の普及・啓発を行い、高齢者及びその家族等が安心して生活できるよう支援することを目的として、網走市高齢者虐待防止事業実施要綱を制定しました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成19年度	①地域包括支援センターとの協働による虐待事例への対応 ②地域包括支援センターとの虐待の防止及び早期発見に伴う内容検討
平成20年度	①網走市高齢者虐待防止事業実施要綱制定（平成20年4月1日施行） ②関係機関に対する協力依頼

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別添「網走市高齢者虐待防止事業実施要綱」参照。
※別添「養護者による高齢者虐待への対応手順」参照。

7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

ネットワークミーティングの開催
高齢者虐待事例に対する処遇検討及び個別事例から明らかになった課題、その他高齢者の虐待の在り方について検討し、今後の円滑な対応を目的としてネットワークミーティングを開催する。

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

今後開催に伴い生じた諸問題について、検討を行う。

網走市高齢者虐待防止事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、高齢者本人や家族等からの相談を受けるとともに、高齢者虐待に関する知識の普及・啓発を行い、高齢者及びその家族等が安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待に関する知識等の普及啓発
- (2) 高齢者虐待に関する相談、指導及び助言
- (3) 養護者による高齢者虐待事例への対応
- (4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待事例への対応
- (5) その他必要と認める事業

(高齢者虐待に関する相談、指導及び助言)

第3条 前条第2号に掲げる相談、指導及び助言は、福祉部介護福祉課及び地域包括支援センター(以下「包括支援センター等」という。)が行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報・届出窓口)

第4条 第2条第3号に掲げる高齢者虐待防止法第7条に規定する高齢者の虐待に係る通報・届出窓口は、包括支援センター等(協力機関である在宅介護支援センター含む)とする。

(処遇の検討)

第5条 前条により通報・届出を受理した場合は、当該高齢者の安全確保及び虐待の事実確認のため、迅速かつ適切な対応を講じるとともに、次に掲げる処遇について検討するものとする。

- (1) 介護保険・高齢者福祉サービスの利用
- (2) 病院への入院、老人福祉施設への入所
- (3) 家族に対する支援、家族間の調整
- (4) 権利擁護事業、成年後見制度の活用

(緊急性の判断)

第6条 生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある(以下「危険な状況」という。)場合は、包括支援センター等職員(以下「職員」という。)が高齢者虐待アセスメント票(第1号様式)により判断するものとする。

- 2 前項により危険な状況と判断された場合は、職員が高齢者虐待防止法第11条に規定する立入調査を行い、必要な調査又は質問をするものとする。
- 3 前項による立入調査を行う場合は、立入調査証(第2号様式)を携帯するものとする。
- 4 第2項による立入調査を行う場合は、必要に応じて、高齢者虐待防止法第12条の規定により警察に援助を求めるものとし、高齢者虐待事例に係る援助依頼書(第3号様式)により依頼するものとする。

(ネットワークミーティングの開催)

第7条 ネットワークミーティングは、高齢者虐待事例に対する処遇検討及び個別事例から明らかになった課題、その他高齢者の虐待の在り方について検討し、今後の円滑な対応を目的として、包括支援センター等が主体となり、次に掲げる高齢者虐待対応協力者から必要と認める者を招集し、必要に応じ開催するものとする。

- (1) 居宅介護支援事業者
- (2) 居宅サービス事業者
- (3) 介護保険施設
- (4) 網走市ケアマネジャー連絡協議会
- (5) 在宅介護支援センター
- (6) 民生委員
- (7) 網走警察署
- (8) 網走市医師会
- (9) 北海道社会福祉協議会
- (10) 網走市社会福祉協議会
- (11) その他必要と認める関係機関

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報・届出窓口)

第8条 第2条第4号に掲げる高齢者虐待防止法第21条に規定する高齢者の虐待に係る通報・届出窓口は、包括支援センター等（協力機関である在宅介護支援センター含む）とする。

(調査及び報告)

第9条 前条による通報・届出を受理した場合は、当該高齢者の安全確保及び虐待の事実確認のため、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

2 前項に掲げる事例については、養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書（第4号様式）により北海道に対して報告するものとする。

(権限の行使)

第10条 前条第1項に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合は、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法の規定による必要な権限を行使するものとする。

(秘密の保持)

第11条 職員及び関係機関は、職務上知り得た情報及び通報又は届出をした者を特定させる情報を洩らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

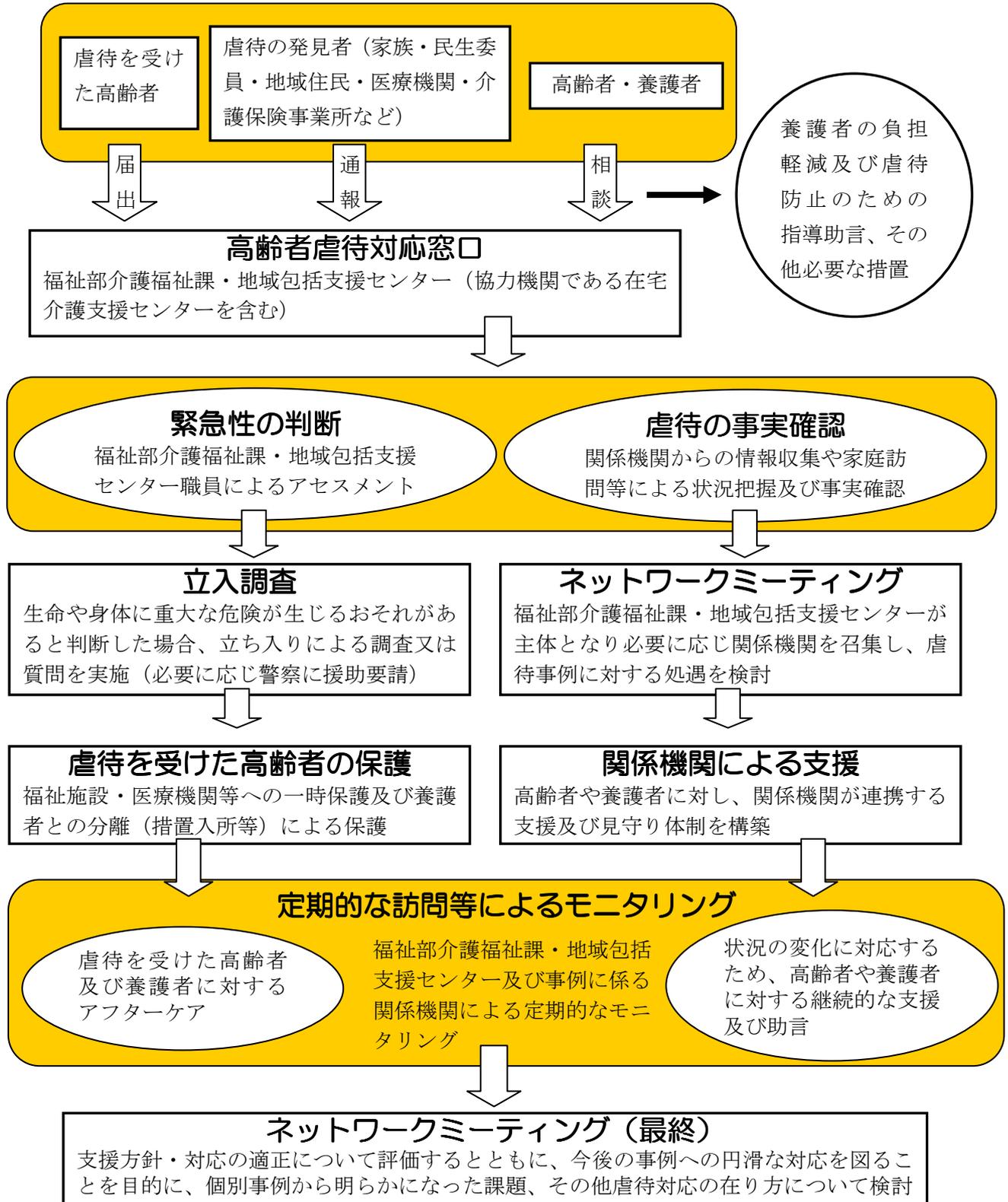
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

養護者による高齢者虐待への対応手順

【高齢者に対する主な虐待】

- 身体的虐待
- 養護放棄
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待



事例7 津別町

1 所管	担当部課名	保健福祉課
	連絡先電話番号	0152-76-2158

2 概要	位置・環境等	北海道東部オホーツク圏の内陸部、網走支庁管内の東南部に位置し、境界は釧路、十勝支庁に接し交通の要衝となっています。町の面積の86%を森林が占める道内有数の木材生産量を誇る林産業の町として、また、肥沃な農耕地を基盤にした農業が主産業です。近年、豊かな自然を生かした観光や文化にも力をいれる一方、高齢者と子どもがふれあい、共に支え合ういきいきとした地域づくりを目指しています。		
	面積	715.88km ²	高齢化率	35.56%
	人口	6,058人	要介護認定者数	293人
	高齢者人口	2,154人	要介護認定	13.60%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成19年12月14日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

津別町の高齢化率は35%を超え、道内でも高齢化率が高い自治体です。また、高齢独居と高齢夫婦世帯は高齢者全体の35%を占め、老老介護の実態も少なくありません。さらに要介護者には認知症状が加わり介護度が高くなっている高齢者が多く、たとえ介護サービスを利用しても介護者の介護負担が増となっている事例があります。このような中で虐待ケースの相談が見受けられ、地域全体で早期発見、早期対応する支援体制が求められるようになったことから、ネットワーク構築の検討が始まりました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成 18年度	<p>①地域ケア会議を月1回開催 地域包括支援センターの設置に伴い、今まで在宅介護支援センターが行っていた「地域ケア会議」を地域包括支援センターが担当。行政（医療、福祉、介護）介護サービス事業者（訪問介護、特養、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援）消防などの担当者による情報交換・事例検討など。</p> <p>②虐待事例も地域ケア会議のメンバーで対応協議を実施。また事例検討を通して、早期発見、早期対応を支援するネットワーク構築の必要性を痛感する。</p>
平成 19年度	<p>①高齢者虐待防止の取り組み方策について、保健福祉課の中で協議しネットワークの構築について方針を定める。</p> <p>②民生委員協議会の場で高齢者虐待防止ネットワーク会議の設置に向けて協力要請。引き続き、各構成予定団体を回りネットワーク会議への参加要請。</p> <p>③津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議の設立（平成19年12月14日） ※ネットワーク会議を設立してから住民周知や講演会、広報活動など実施。</p>

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙「津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱」及び「津別町高齢者虐待防止ネットワークのイメージ」参照

7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

【平成 19 年度活動実績】

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク会議の設置

- ①全体会議 平成 19 年 12 月 14 日開催
- ②個別ケース検討会議 平成 19 年 12 月 20 日開催

虐待事例の通報・相談があり、関係機関が参集し、虐待の情報共有、各機関ごとの役割、対応について協議。

(2) 住民啓発活動

①相談窓口周知及び虐待防止の啓発

「広報つべつ」「北海道新聞」「経済の伝書鳩」「津別新報」「美幌新聞」などのマスコミ紙を活用して周知・啓発を行った。

②高齢者虐待防止講演会の開催

平成 20 年 2 月 2 日（土）津別町中央公民館
講師 石川 秀也 氏（北海道医療大学教授）
住民啓発及び保健・医療・福祉関係者の研修の場として開催。

【平成 20 年度活動計画】

(1) ネットワーク会議

- ①全体会議（年 1 回、状況に応じ臨時開催）
- ②個別ケース検討会議（虐待相談時に随時開催）

(2) 保健・医療・福祉関係者の研修

- ①地域ケア会議及びネットワーク会議構成員に対する事例検討や研修会の実施

(3) 住民啓発

- ①地域住民や自治会、民生委員など早期発見、連絡する対応窓口について、広報紙等を利用し周知・啓発する。
- ②認知症サポーター養成講座を職場・地域単位で開催し、認知症の方やその介護者を理解し、地域で見守る。

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

- ①ネットワーク会議設立して 1 年目であり、この活動を継続し機能性のあるネットワークに発展させていくこと。
- ②住民周知は、あらゆる機会を通して幾度となく行い、虐待防止の必要性や早期発見について理解を深めるようにする。
- ③虐待ケースのほとんどは多問題を抱えた困難ケースであり、適切なソーシャルワークができる広域的な支援体制づくり（例：北海道高齢者総合相談・虐待防止センターの専門員等が地域の中に入り支援する等）を期待したい。

津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条の規定に基づき、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するための連携協力体制として、津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高齢者虐待防止に関わる関係団体等相互の情報交換、連携及び協力に関すること。
- (2) 高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策の強化に関すること。
- (3) 高齢者虐待に関する相談体制の充実に関すること。
- (4) その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関・関係団体の長、若しくはその長が指定する職員、又は町長が指名する者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(議長)

第4条 ネットワーク会議に議長を置く。

- 2 議長には、副町長をもって充てる。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じて議長が招集し、その議事を主宰する。

- 2 ネットワーク会議は、必要に応じて関係機関・関係団体等に対し、資料又は情報の提供、意見陳述その他必要な協力を求めることができる。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別の虐待事例に対する援助方針等を協議するため、ネットワーク会議に個別ケース検討会議を置く。

- 2 個別ケース検討会議は、高齢者虐待に関する相談及び通報があった際、必要に応じて保健福祉課長が、別表に掲げる関係機関・関係団体等から

必要な職員等を招集し、その議事を主宰する。

3 個別ケース検討会議は、高齢者虐待への早期対応を図るため、これに必要な情報交換や支援の役割分担、その対応等について協議する。

(個人情報の取扱い)

第7条 ネットワーク会議の構成員及び会議に出席した関係職員は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

2 ネットワーク会議において知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。構成員及び関係職員でなくなった場合も同様とする。

(公開及び非公開)

第8条 ネットワーク会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を扱う場合は議長の判断により非公開とすることができる。

2 個別ケース検討会議は、非公開とする。

(経費)

第9条 ネットワーク会議に参加するための旅費等の必要経費については、構成員が所属する関係機関・関係団体等が負担するものとする。

(庶務)

第10条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関・関係団体
福祉関係	社会福祉法人 津別町社会福祉協議会
	津別町民生委員児童委員協議会
	津別町老人クラブ連合会
自治会関係	津別町自治会連合会
医療関係	津別病院
介護保険事業者等	津別町地域包括支援センター
	津別町居宅介護支援事業所
	津別町社会福祉協議会居宅介護事業所
	津別町特別養護老人ホーム
	津別町デイサービスセンター
	グループホームふ・れ・や・か ほのぼの
	ケアハウス つべつ
法務省関係	釧路地方法務局北見支局
	北見人権擁護委員協議会
警察関係	美幌警察署
消防関係	津別消防署
行政関係	北海道網走保健福祉事務所北見地域保健部
	津別町

津別町高齢者虐待防止ネットワークのイメージ

津別町地域包括
支援センター
運営協議会

津別町地域包括支援センター

※津別町高齢者虐待防止ネットワークの整備



※③虐待ケースマネジメントの実施（虐待事例発生時に開催）

- ・ 総合相談窓口体制の整備
- ・ 早期発見、見守りネットワークを活用し、虐待事例の実態調査を実施
- ・ 虐待事例が発生した場合の対応と支援方法の検討
- ・ 虐待事例対応への実施状況の管理

①相談・通報

①相談・通報

②虐待の実態調査

①相談・通報

③サービス介入

④サービス介入
法施行・相談等

早期発見・見守りネットワーク

- ・ 民生委員、自治会、住民、社会福祉協議会、人権擁護委員等

○高齢者宅への声かけや訪問などで虐待事例の早期発見を行い、さらに虐待事例が発生しないよう見守りを行なう。

保健医療福祉介入のネットワーク

- ・ 訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハ、介護老人福祉施設、介護保健施設、グループホーム等の介護サービス事業者、保健師、ケアマネジャー等

○各種サービスの利用時に高齢者と接し、虐待事例の目撃または相談等の情報収集を行なう。事例によっては、サービス介入を利用して虐待事例解決の対応及び支援を行なう。

関係専門機関介入支援ネットワーク

- ・ 医療機関、法務省関係、警察、消防、行政等で構成

○行政等に寄せられる各種情報から虐待事例の情報収集を行なう。事例によっては、専門機関の介入を利用して法執行を行なう。

事例8 新ひだか町

1 所管	担当部課名	健康生活部健康推進課
	連絡先電話番号	0146-43-1111

2 概要	位置・環境等	『新ひだか町』は、平成18年3月31日に、それまでの「静内町」と「三石町」が合併して新たに誕生した町です。北海道の南東部、日高支庁管内の中央に位置し、日高随一の盛観さをもつ日高山脈を背に、南は雄大な太平洋を望む温暖で緑あふれる自然に恵まれたまちであります。また、日高地方の行政、産業、経済、文化等の中核都市の役割を果たしております。		
	面積	1,147.75km ²	高齢化率	25.2%
	人口	26,509人	要介護認定者数	1,025人
	高齢者人口	6,676人	要介護認定	14.8%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成19年8月29日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することなどが極めて重要であること。そのため、市町村が高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備する必要があったため。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成19年度	①在宅介護支援センターで地域ケア会議開催。高齢者虐待問題に関する事例検討実施 ②参考文献（市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について／厚生労働省発行と高齢者虐待対応支援マニュアル(改正版)／北海道発行）等を使用して、ネットワークづくりの具体的な検討を始める。 ③地域ケア会議等でネットワークづくりについて検討する。 ④高齢者虐待防止ネットワーク設立
--------	---

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙のとおり。

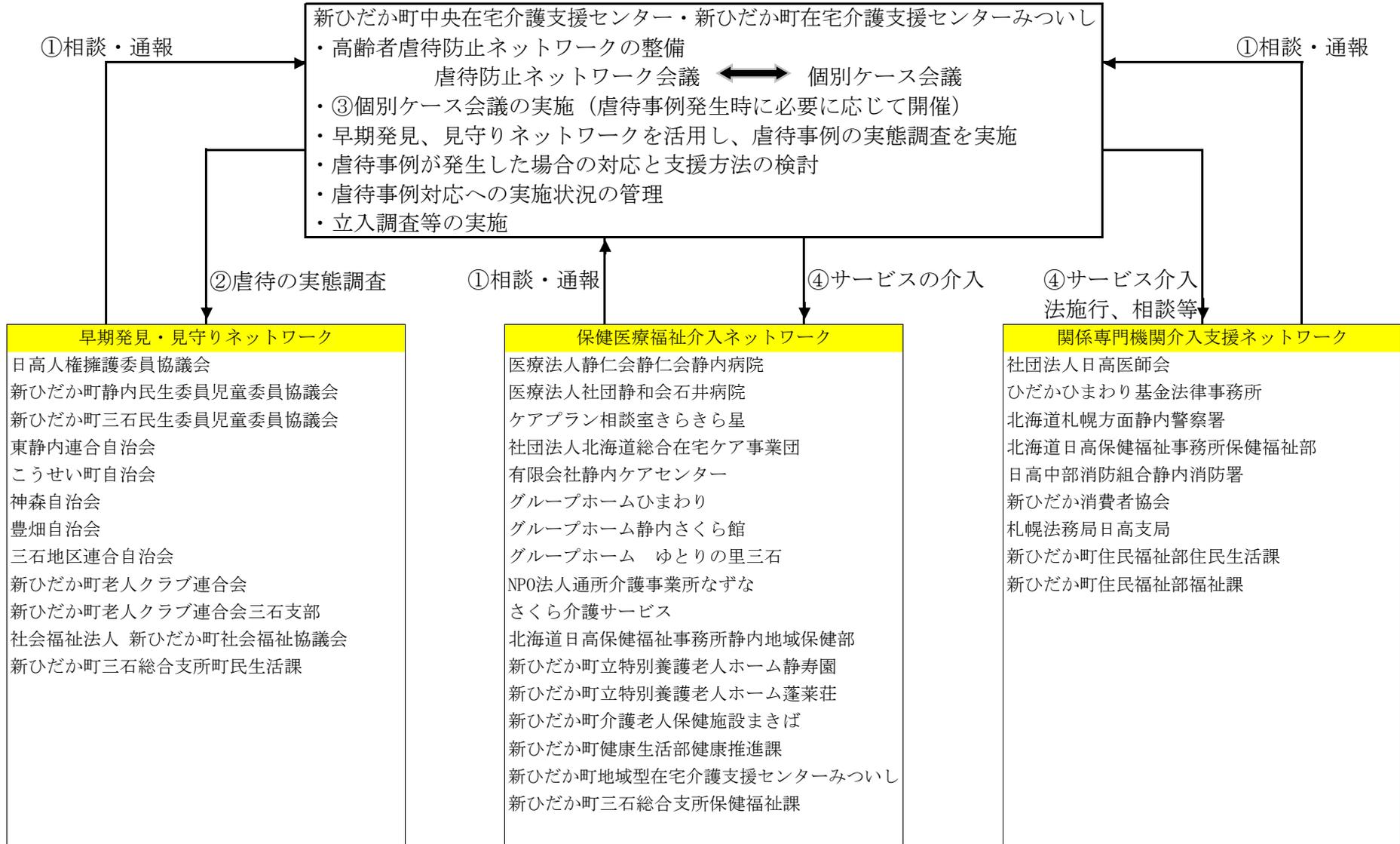
7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

①ネットワーク会議（年1回） ②個別ケース会議（随時）

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

- ①養護者等との分離するための受け入れ施設の確保
- ②小地域ネットワークや住民との連携を構築すること。
- ③犯罪性が含まれる相談への対応

新ひだか町高齢者虐待防止ネットワーク

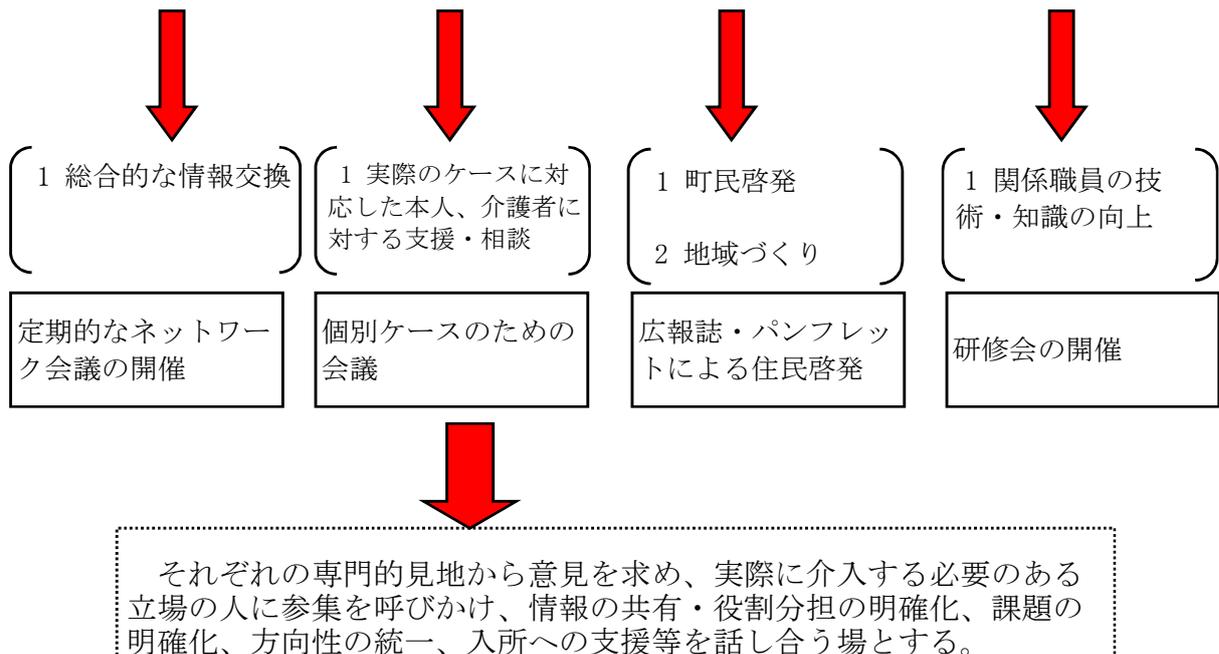


新ひだか町高齢者虐待防止ネットワーク会議

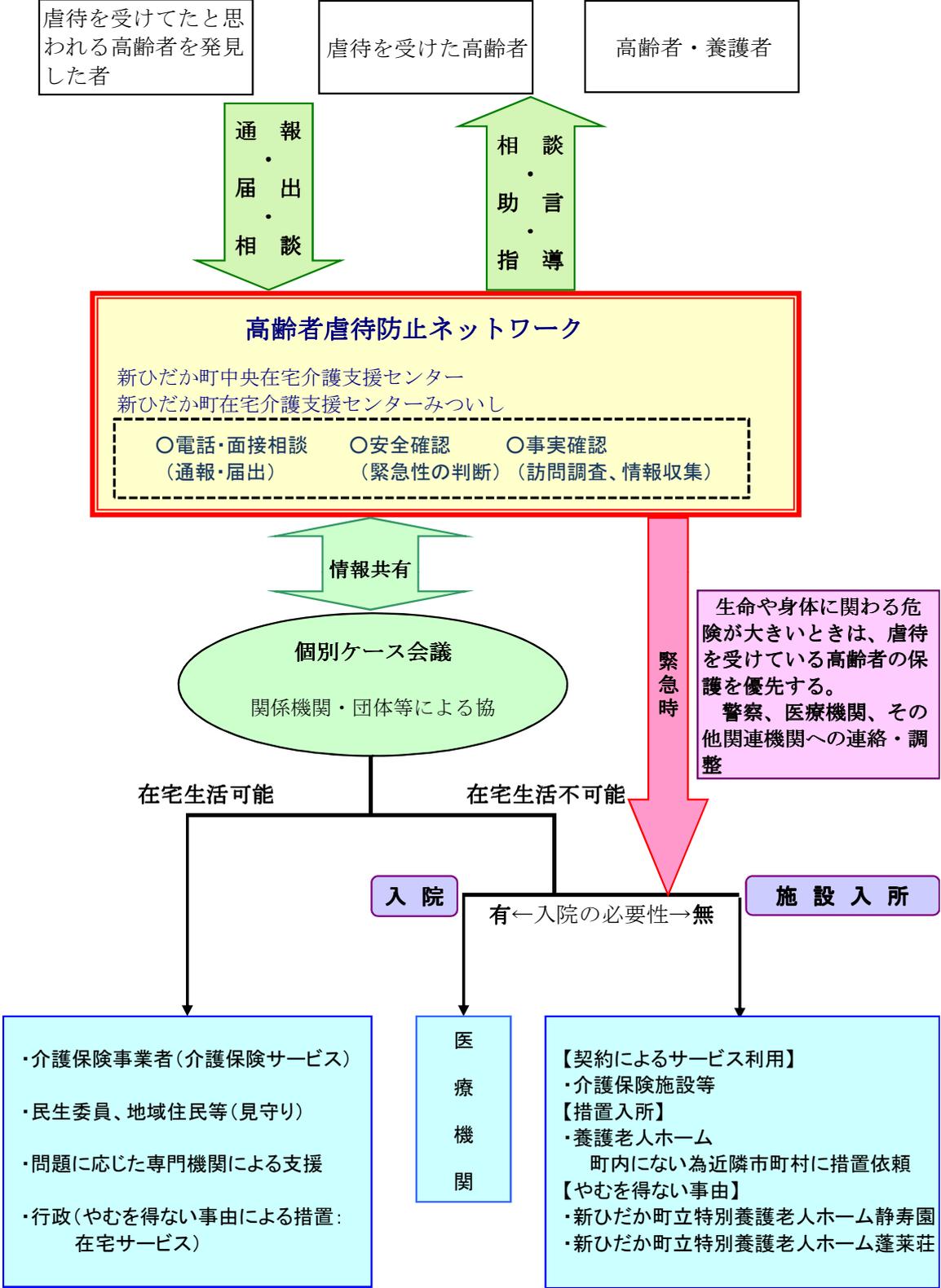
高齢者虐待防止ネットワーク会議構成員		
日高人権擁護委員協議会	社会福祉法人 新ひだか町社会福祉協議会	新ひだか消費者協会
新ひだか町静内民生委員児童委員協議会	医療法人静仁会静仁会静内病院	札幌法務局日高支局
新ひだか町三石民生委員児童委員協議会	医療法人社団静和会石井病院	社団法人日高医師会
東静内連合自治会	ケアプラン相談室きらきら星	新ひだか町立特別養護老人ホーム静寿園
こうせい町自治会	有限会社静内ケアセンター	新ひだか町立特別養護老人ホーム蓬莱荘
神森自治会	グループホームひまわり	新ひだか町介護老人保健施設まきば
豊畑自治会	グループホーム静内さくら館	新ひだか町地域型在宅介護支援センターみつし
三石地区連合自治会	グループホーム ゆとりの里三石	新ひだか町住民福祉部福祉課
新ひだか町老人クラブ連合会	北海道札幌方面静内警察署	新ひだか町住民福祉部住民生活課
新ひだか町老人クラブ連合会三石支部	北海道日高保健福祉事務所保健福祉部	新ひだか町健康生活部健康推進課
NPO法人通所介護事業所なずな	日高中部消防組合静内消防署	新ひだか町三石総合支所保健福祉課
さくら介護サービス	北海道日高保健福祉事務所静内地域保健部	新ひだか町三石総合支所町民生活課
社団法人北海道総合在宅ケア事業団	ひだかひまわり基金法律事務所	

活動目標

- (1) 関係機関相互のネットワークを組むことにより、地域高齢者虐待の早期発見・早期対応を図る。
- (2) 高齢者虐待・高齢者介護に関する理解を深めるため住民啓発に努め、介護者を支援する地域づくりを目指す。
- (3) 高齢者虐待に関する研修会を開催し、高齢者に関わる職員・関係者の相談や面接・対応のスキルアップを図る。



新ひだか町高齢者虐待防止ネットワーク対応フロー図



新ひだか町高齢者虐待防止ネットワーク会議構成員名簿

NO	役職	関係機関及び団体	概要
1		日高人権擁護委員協議会	会長
2		新ひだか町静内民生委員児童委員協議会	会長
3		新ひだか町三石民生委員児童委員協議会	会長
4		東静内連合自治会	副会長
5		こうせい町自治会	総務部長
6		神森自治会	会長
7		豊畑自治会	会長
8		三石地区連合自治会	三石地区ボランティア推進委員会会長
9		新ひだか町老人クラブ連合会	会長
10		新ひだか町老人クラブ連合会三石支部	支部長
11	議長	社会福祉法人新ひだか町社会福祉協議会	会長
12		医療法人静仁会静仁会静内病院	ソーシャルワーカー
13		医療法人社団静和会石井病院	精神保健福祉士
14		ケアプラン相談室きらきら星	管理者・介護支援専門員
15		新ひだか地域訪問看護ステーション	所長
16	副議長	有限会社静内ケアセンター	代表取締役
17		グループホームひまわり	管理者
18		グループホーム静内さくら館	マネージャー
19		グループホームゆとりの里三石	管理者
20		NPO法人通所介護事業所なずな	ホームヘルパー
21		さくら介護サービス	ホームヘルパー
22		北海道札幌方面静内警察署	署長
23		北海道日高保健福祉事務所保健福祉部	地域福祉係長
24		日高中部消防組合消防署	救急救助課長補佐
25		北海道日高保健福祉事務所静内地域保健部	企画総務課長
26		ひだかひまわり基金法律事務所	弁護士
27		新ひだか消費者協会	会長
28		札幌法務局日高支局	支局長
29		社団法人日高医師会	理事
30		新ひだか町住民福祉部福祉課	課長
31		新ひだか町住民福祉部住民生活課	課長
32		新ひだか町立特別養護老人ホーム静寿園	園長
33		新ひだか町介護老人保健施設まきば	施設長
34		新ひだか町地域型在宅介護支援センターみついし	主任社会福祉士
35		新ひだか町三石総合支所保健福祉課	課長
36		新ひだか町三石総合支所町民生活課	課長
37		新ひだか町立特別養護老人ホーム蓬萊荘	介護支援専門員
	事務局	新ひだか町健康生活部健康推進課	課長
	事務局	新ひだか町健康生活部健康推進課	主幹
	事務局	新ひだか町健康生活部健康推進課	社会福祉士

事例9 中札内村

1 所管	担当部課名	住民課
	連絡先電話番号	0155-67-2321

2 概要	位置・環境等	中札内村は、帯広市から約28km南に位置し、東に更別村、南は大樹町に接していて、日高山脈から流れる札内川沿いに細長い地形をしています。基幹産業は農業で、ビート、ジャガイモ、小麦、豆類を中心とする畑作と酪農、中札内田舎どりの名称で知られている養鶏、養豚なども盛んに行なわれています。また、日高山脈を背景にかしわ林に囲まれた「中札内美術村」や、隔年で開催される北の大地ビエンナーレなど、文化的な見どころもあります。		
	面積	292.69km ²	高齢化率	24.0%
	人口	4,044人	要介護認定者数	142人
	高齢者人口	972人	要介護認定	14.6%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成19年11月1日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

平成19年4月に、地域包括支援センターが設置されたことを契機に、高齢者虐待や権利侵害等の防止に向けて、①生活に密着した段階での見守りや生活の変化の気づきを発見し伝えてもらうこと、②ネットワークに関わるメンバーにも関心を持って理解してもらう機会とすること、③村や地域包括支援センターの役割を知ってもらうことをすすめていくために取り組みを行いました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成19年度	<p>①平成19年11月 ネットワークの協力団体へ依頼。村内の多くの団体には出向いて主旨の説明を行なう。</p> <p>②第1回高齢者虐待防止ネットワーク会議・代表者会議を開催 同日、研修会の開催</p> <p>③広報により、周知</p>
--------	---

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙「中札内村高齢者虐待防止ネットワーク会議について」及び「高齢者虐待防止ネットワーク会議への協力依頼関係団体等」、「中札内村における高齢者虐待対応のフローチャート」参照。

7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

- ①高齢者虐待防止ネットワーク会議 代表者会議の開催
- ②個別支援会議 相談事例があった場合、個別の虐待事例に係るメンバー等で開催
- ③意見交換、支援の方策について検討（開催実績は、現在ない）
- ④高齢者虐待に関するパンフレット等の配布（予定）

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

- ①ネットワークを活用しての相談事例はまだない。継続した啓発活動（研修会や事例検討など）の働きかけが必要と思われるが、取り組みきれていない。
- ②実際の事例に対応する場合には、オブザーバーとして相談したりサポートを受けられる機関が必要である。

中札内村高齢者虐待防止ネットワーク会議について

1. 目的

高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活するために、高齢者の人権を守り、虐待を防止することを目的として、村内の関係団体、関係機関等により、高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置します。

2. ネットワーク会議の役割

- (1) 高齢者虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 高齢者虐待に対する支援の内容に関する協議
- (3) その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事項

3. ネットワークの種類と主な役割

① 早期発見・見守りネットワーク

高齢者虐待や権利侵害等の早期発見及び未然防止の役割

* 住民生活に密着した段階での見守りや、生活の変化の気づき等を、村住民課福祉グループおよび地域包括支援センターへ伝えてもらうことを想定しています。

② 保健医療福祉介入ネットワーク

個別的な高齢者虐待事例について、介護保険サービスを含む保健医療福祉サービスを実施し、また継続的に支援していく役割

* 虐待事例の状況に応じて、具体的に支援を行っていく役割を想定しています。

③ 関係専門機関介入ネットワーク

個別的な高齢者虐待事例の検討結果により、保健医療福祉サービスによる介入では足りない補完的なサービスの必要性を判断し、必要とされる措置及び法的救済等を図る役割

* 通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に、協力を依頼することを想定しています。

☆それぞれのネットワークの役割について明確に分担するものではなく、相互に協力連携を取っていくことが必要と考えています。

4. ネットワーク会議の構成

ネットワークの効率的な運営を図るため、ネットワーク会議を設置します。

① 代表者会議

代表者会議は、別紙の第3欄に掲げる者で構成し、ネットワーク会議の組織及び運営の全般について協議をします。

* ネットワークに関する関係団体の代表者をメンバーとし、必要に応じて開催していきます。

* 代表者は、各団体の中で高齢者虐待に関する窓口的な役割を担っていただきたいと考えています。

* 特に任期には定めず、代表者の交代がある場合には連絡をお願いします。

②個人支援会議

虐待事例があった場合、ネットワークの関係団体に所属する職員等で、個別の虐待事例に関係するメンバー等により構成し、事例についての意見交換、支援の方策の検討等を行います。

* 会議は必要に応じて開催し、緊急に柔軟に対応ができるよう会議の招集は住民課長が行うこととします。

5. 守秘義務

ネットワークの会議の職務に関して知りえた秘密は、正当な理由がなく漏らしてはならないこととします。関係機関等の構成員でなくなった場合においても同様です。

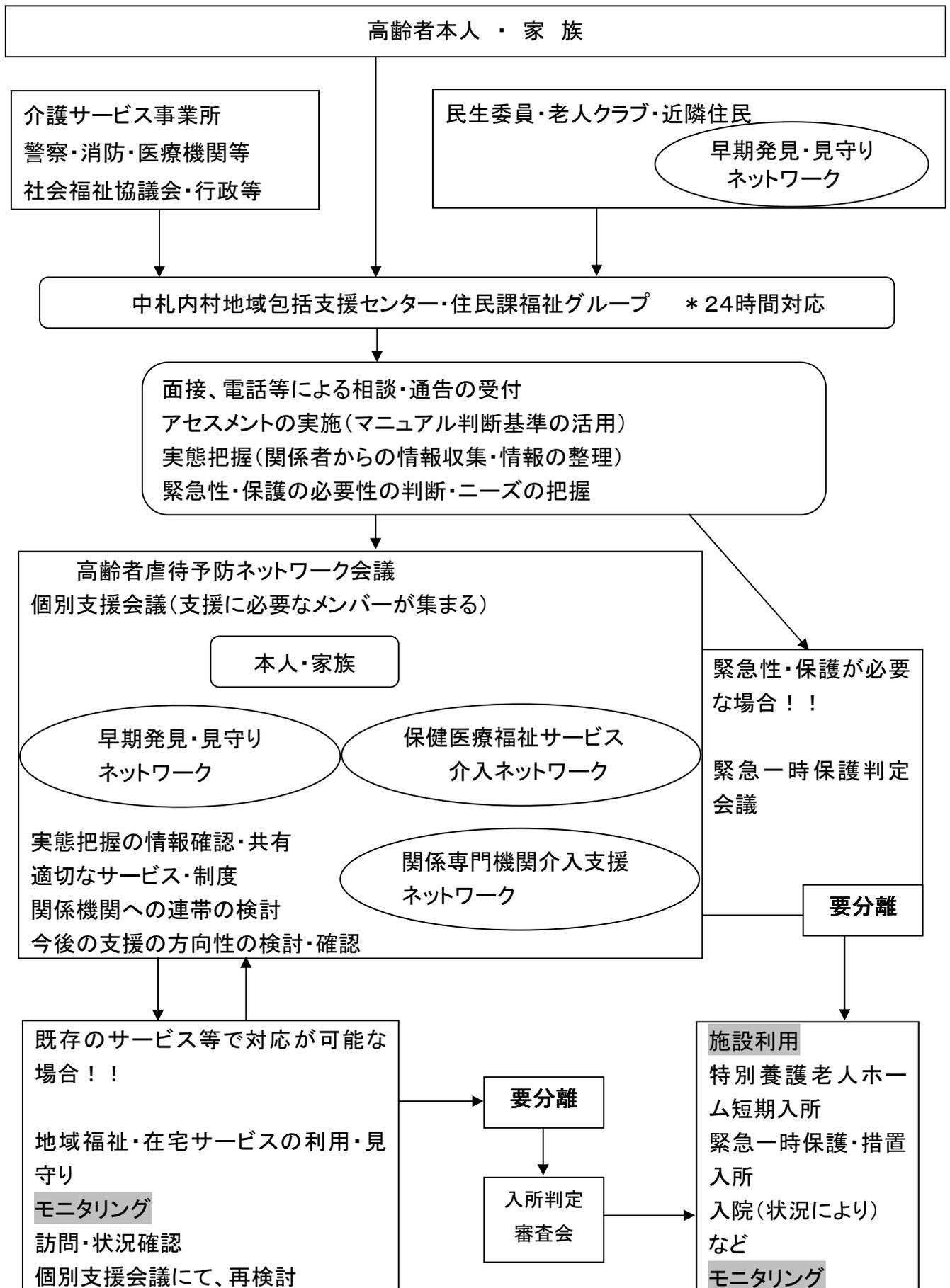
6. その他

ネットワーク会議運営の庶務は、住民課が行います。

高齢者虐待防止ネットワーク会議への協力依頼関係団体等

第1欄	第2欄	第3欄
早期発見・見守りネットワーク	中札内村民生委員児童委員協議会 中札内村社会福祉協議会 人権擁護委員 中札内村老人クラブ連合会 中札内村ボランティアセンター 中札内村消費者協会 中札内村商工会	中札内村民生委員児童委員協議会の代表者 中札内村社会福祉協議会の代表者 人権擁護委員 中札内村老人クラブ連合会の代表者 中札内村ボランティアセンターの代表者 中札内村消費者協会の代表者 中札内村商工会の代表者
保健医療福祉サービス介入ネットワーク	訪問介護中札内恵津美ハイツ NPO法人夢というヘルパーステーション 夢という 通所介護中札内恵津美ハイツ 短期入所生活介護 特別養護老人ホーム中札内恵津美ハイツ 中札内村診療所 中札内村在宅介護支援センター その他の委員、機関、団体等	訪問介護中札内恵津美ハイツの代表者 NPO法人夢というヘルパーステーション 夢というの代表者 通所介護中札内恵津美ハイツの代表者 短期入所生活介護の代表者 特別養護老人ホーム中札内恵津美ハイツ代表者 中札内村診療所の代表者 中札内村在宅介護支援センターの代表者 その他の委員、機関、団体等
関係専門機関介入支援ネットワーク	十勝保健福祉事務所 帯広警察署中札内駐在所 南十勝消防事務組合中札内支署 司法書士事務所	十勝保健福祉事務所の代表者 帯広警察署中札内駐在所の代表者 南十勝消防事務組合中札内支署の代表者 司法書士の代表者

中札内村における高齢者虐待対応のフローチャート



事例10 足寄町

1 所管	担当部課名	足寄町地域包括支援センター	
	連絡先電話番号	0156-25-9200	

2 概要	位置・環境等	十勝地域の東北部に位置し、東は雌阿寒岳を経て釧路市及び白糠町に接し、南は本別町、西は上士幌町、北は陸別町及び津別町に隣接しています。地形は概ね山麓を持って構成され、1408.09 km ² の広大な面積を擁しています。基幹産業は農畜林業で、気象は十勝内陸気候の影響を受け寒暖の差が大きく降水量・降雪量も少なく、冬も晴天の日が多く、日照時間が長くなっています。観光資源は神秘の湖「オンネトー」と北海道遺産「螺湾ふき」の里として知られています。		
	面積	1408.09km ²	高齢化率	32.1%
	人口	8,109 人	要介護認定者数	426 人
	高齢者人口	2,604 人	要介護認定	16.4%

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築時期 平成18年4月1日

4 高齢者虐待防止ネットワーク構築の契機

平成18年4月に地域包括支援センターの設置と同時に、地域全体で高齢者やその家族を支える地域ケアを総合的に調整・推進することを目的として設置している「足寄町地域ケア会議」の中に「高齢者虐待防止部会」を位置づけ、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期解決・再発防止等について関係機関との情報交換及び連絡調整を図りました。

5 高齢者虐待防止ネットワーク構築までの取り組み経過

平成 17年度	平成18年3月、足寄町地域ケア会議に「高齢者虐待防止部会」を位置づけ 平成18年4月から施行 [部会構成員～医療機関（医師3名）、関係団体（人権擁護委員3名、警察1名）、福祉関係（社協1名、民生委員1名）、行政機関（課長等4名）]
平成 18年度	6月「高齢者虐待防止部会」開催 部会長選出、高齢者虐待への対応と養護者支援の説明、過去の虐待事例報告
平成 19年度	①足寄町地域ケア会議「高齢者虐待防止部会」 開催虐待ケース報告 ②高齢者虐待防止に係る費用徴収内規作成（一時保護時の個人負担を決定）

6 高齢者虐待防止ネットワークの体制

別紙「地域ケア会議委員名簿」及び「高齢者虐待防止ネットワークフローチャート」参照

7 高齢者虐待防止ネットワークの活動

①地域ケア会議「ケア担当者会議」	定例～毎月1回
②地域ケア会議「高齢者虐待防止部会」	定例～年1回
	随時～必要時
③啓発活動	自治会回覧により住民周知

8 高齢者虐待防止ネットワークの運営上の課題

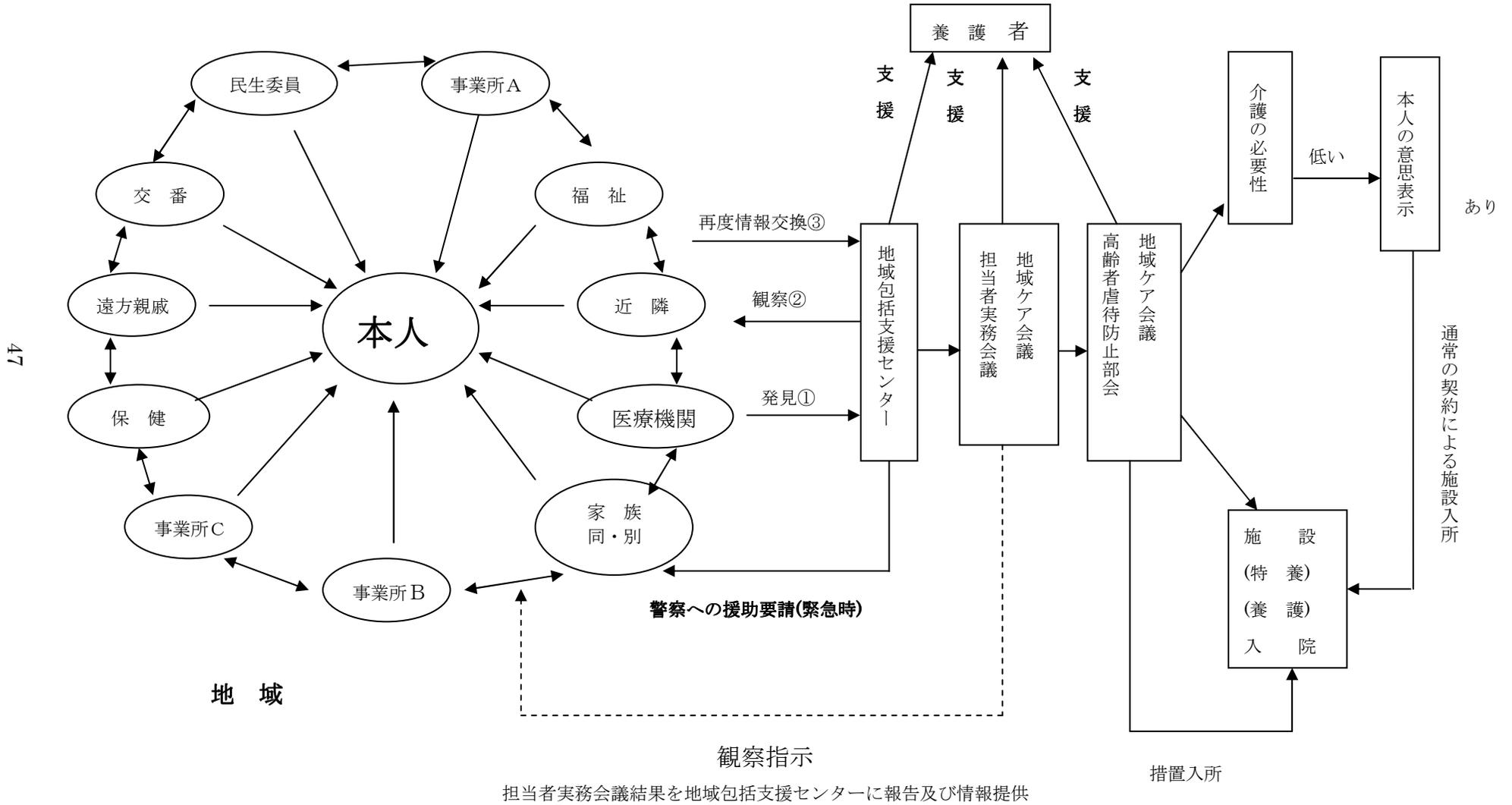
- | |
|--|
| <p>①緊急に対応しなければならないケースが多く、ネットワークの活用につながらないケースが多い。</p> <p>②担当者の精神的な負担にならないように、地域包括支援センターの職員が複数で対応しているが、担当者が少人数のため、通常業務への負担増を招く結果となり対策が必要である。</p> |
|--|

地域ケア会議委員名簿

平成20年 7月 1日

ケア担当者部会	調整部会	入所判定部会	高齢者虐待防止部会
<p>〈部会構成員〉 保健医療福祉の実務担当職員</p> <p>福祉課保健福祉室 室長 " 保健推進担当 次長兼主査○ " 主査 " 主査 " 主任栄養士 " 保健師 " 保健師 " 居宅介護支援事業所主査 " 主幹 " 主任保健師 " 福祉室福祉担当主査 " 特別養護老人ホーム介護支援担当主査 " 主任 デイサービスセンター 次長 国保病院 看護師長 副看護師長 副看護師長 技師 技師 社会福祉協議会 係長 主査 主事</p> <p>その他必要に応じ町内の介護支援専門員</p> <p>〈事務局員〉 地域包括支援センター 主査 主事</p>	<p>〈部会構成員〉 関係機関及び関係部所の責任者等</p> <p>(医療機関) 医療法人三意会我妻病院 院長 ○ 足寄町国民健康保険病院 院長代理</p> <p>(福祉関係) 社会福祉協議会事務局 局長 足寄町民生委員 児童委員協議会 会長</p> <p>(行政機関) 国保病院事務長 特別養護老人ホーム施設長 福祉課長 福祉課保健福祉室長</p> <p>〈事務局員〉 地域包括支援センター 主査 主事</p>	<p>〈部会構成員〉 医師及び福祉関係職員</p> <p>足寄町国民健康保険病院院長代理 特別養護老人ホーム施設長 福祉課長 ○ 福祉課保健福祉室長</p> <p>その他入所判定に必要な職員</p> <p>〈事務局員〉 福祉課保健福祉室福祉担当主査 主任 主事 主事</p>	<p>〈部会構成員〉 関係機関及び関係部所の責任者等</p> <p>(医療機関) 医療法人三意会我妻病院 院長 足寄町国民健康保険病院 院長代理 しんどう医院 院長</p> <p>(関係機関) 人権擁護委員 ○ " " 本別警察署足寄交番 所長</p> <p>(福祉関係) 社会福祉協議会事務局 局長 足寄町民生委員 児童委員協議会 会長</p> <p>(行政機関) 福祉課長 特別養護老人ホーム施設長 福祉課保健福祉室長</p> <p>〈事務局員〉 地域包括支援センター 主査 主事</p>

足寄町高齢者虐待防止ネットワーク フローチャート



47

担当者実務会議結果を地域包括支援センターに報告及び情報提供

※①発見した場合は通報義務あり

3 各市町村における高齢者虐待防止ネットワーク構築に係る担当部署
(平成20年4月1日現在)

番号	市町村名	担当部課名	連絡先	内線
1	札幌市	保健福祉部介護保険課	011-211-2547	
2	江別市	健康福祉部介護保険課	011-381-1067	
3	千歳市	保健福祉部高齢者支援課	0123-24-0294	直通
4	恵庭市	介護福祉課	0123-33-3131	1221
5	北広島市	保健福祉部高齢者支援課	011-372-3311	811
6	石狩市	地域包括支援センター	0133-75-6677	
7	当別町	福祉部福祉課	0133-23-3029	
8	新篠津村	住民課	0126-57-2111	331
9	函館市	福祉部介護高齢福祉課	0138-21-3026	3026
10	北斗市	民生部保健福祉課	0138-73-3111	155
11	松前町	保健福祉課	0139-42-2275	
12	福島町	町民課住民グループ	0139-47-4681	直通
13	知内町	生活福祉課	01392-5-3505	
14	木古内町	町民課高齢福祉係	01392-2-2122	
15	七飯町	保健福祉課介護福祉係	0138-66-2488	
16	鹿部町	保健福祉課	01372-7-5291	
17	森町	保健福祉課	01374-2-2181	
18	長万部町	町民課	01377-2-2453	
19	八雲町	保健福祉課包括支援係	0137-65-5001	
20	江差町	町民福祉課	0139-52-6720	
21	上ノ国町	住民課	0139-55-4460	
22	厚沢部町	保健福祉課	0139-64-3311	
23	乙部町	町民課	0139-62-2311	
24	せたな町	保健福祉課	0137-84-5699	
25	奥尻町	住民課包括支援係	01397-2-3381	
26	今金町	保健福祉課	0137-82-2780	
27	小樽市	医療保険部介護保険課	0134-32-4111	313
28	島牧村	福祉課在宅介護支援係	0136-75-6001	
29	寿都町	町民課介護老人福祉係	0136-62-2513	
30	黒松内町	保健福祉課	0136-72-4285	
31	蘭越町	保健福祉課	0136-57-6868	
32	二セコ町	保健福祉課	0136-44-2121	
33	真狩村	住民課	0136-45-2121	
34	留寿都村	住民福祉課住民福祉係	0136-46-3131	
35	喜茂別町	健康推進課	0136-31-2940	
36	京極町	健康推進課	0136-42-2111	
37	倶知安町	福祉課	0136-22-1121	109
38	共和町	住民福祉課介護保険係	0135-73-2011	
39	岩内町	民生部保健福祉課	0135-62-1011	
40	泊村	住民福祉課	0135-75-2134	
41	神恵内村	住民課	0135-76-5011	220
42	積丹町	住民福祉課	0135-44-2111	291
43	古平町	保健福祉課	0135-42-2182	
44	仁木町	保健福祉課	0135-32-2514	
45	余市町	民生部高齢者福祉課	0135-21-2119	
46	赤井川村	社会課	0135-35-2050	
47	夕張市	地域包括支援センター	0123-52-3107	
48	岩見沢市	高齢・介護室地域包括支援センター	0126-25-4649	
49	美唄市	保健福祉部高齢福祉課	0126-62-3131	2348
50	芦別市	保健福祉部介護保険課	0124-22-1573	
51	赤平市	介護健康推進課	0125-32-0661	
52	三笠市	地域包括支援センター	01267-3-2010	
53	滝川市	保健福祉部介護福祉課地域包括センター	0125-23-1234	1177
54	砂川市	市民部介護福祉課高齢福祉係	0125-54-2121	
55	歌志内市	住民福祉課保健介護グループ	0125-42-3217	
56	深川市	市民福祉部介護福祉課介護予防係	0164-26-2152	643
57	南幌町	保健福祉課	011-378-5888	
58	奈井江町	健康ふれあい課	0125-65-2131	

番号	市町村名	担当部課名	連絡先	内線
59	上砂川町	地域包括支援センター	0125-62-3370	
60	由仁町	保健福祉課高齢・障害福祉担当	0123-83-4750	
61	長沼町	地域包括支援センター	0123-82-5051	
62	栗山町	住民福祉課健康・介護サービスグループ	0123-72-1111	
63	月形町	住民課	0126-53-3155	
64	浦臼町	保健福祉課	0125-68-2288	
65	新十津川町	新十津川・雨竜町共同事務運営協議会	0125-72-2000	
66	妹背牛町	住民課健康福祉グループ	0164-32-2411	191
67	秩父別町	町民生活課	0164-33-2111	
68	雨竜町	新十津川・雨竜町共同事務運営協議会	0125-72-2000	
69	北竜町	介護保険係	0164-34-2111	
70	沼田町	住民生活課	0164-35-1908	
71	幌加内町	保健福祉課	0165-35-3090	
72	旭川市	福祉保険部介護高齢課	0166-25-5273	
73	士別市	地域包括支援センター	0165-23-3121	
74	名寄市	生活福祉部地域包括センター	01655-3-2511	110
75	富良野市	介護保険課地域包括センター係	0167-39-2255	
76	鷹栖町	保健福祉課	0166-87-2112	
77	東神楽町	住民福祉課	0166-83-5403	
78	当麻町	健康福祉課	0166-84-2111	147
79	比布町	地域包括支援センター	0166-85-4804	
80	愛別町	保健福祉課	01658-6-5111	
81	上川町	保健福祉課	01658-2-1211	134
82	東川町	住民福祉課	0166-82-2111	506
83	美瑛町	保健福祉課	0166-92-4248	
84	上富良野町	保健福祉課	0167-45-6987	
85	中富良野町	福祉課	0167-44-2125	
86	南富良野町	保健福祉課	0157-52-2211	
87	占冠村	総務課住民税務グループ	0167-56-2122	
88	和寒町	保健福祉課	0165-32-2000	
89	剣淵町	健康福祉課福祉介護グループ	0165-34-3869	
90	下川町	保健福祉課	01655-4-2511	618
91	美深町	地域包括支援センター	01656-2-2707	165
92	音威子府村	住民課保健福祉室	01656-9-3050	
93	中川町	住民課幸福推進室	01656-7-2713	
94	留萌市	介護支援課	0164-49-2558	
95	増毛町	福祉厚生課	0164-53-1111	518
96	小平町	保健福祉課	0164-56-2111	274
97	苫前町	町民課しあわせ係	0164-64-2215	
98	羽幌町	福祉課地域包括支援センター係	0164-62-6020	
99	初山別村	住民課	0164-67-2211	
100	遠別町	生活課	01632-7-2111	
101	天塩町	福祉課地域ケア係	01632-9-2081	
102	幌延町	町民課保健福祉グループ	01632-5-1111	
103	稚内市	生活福祉部地域包括支援センター	0162-23-8585	
104	猿払村	地域包括支援センター	01635-2-2090	
105	浜頓別町	保健福祉課	01634-2-2345	
106	中頓別町	保健福祉課	01634-6-1995	
107	枝幸町	保健福祉課	0163-62-1337	
108	豊富町	保健福祉課	0162-29-7830	
109	礼文町	町民課	0163-86-1001	
110	利尻町	保健福祉課	0163-84-2345	
111	利尻富士町	福祉課	0163-82-1113	
112	北見市	介護福祉課	0157-25-1144	
113	網走市	福祉部介護福祉課	0152-44-6111	288,411
114	紋別市	保健福祉部高齢者福祉課	0158-24-2111	451
115	美幌町	民生部保健福祉グループ	0152-73-1111	258
116	津別町	保健福祉課	0152-76-2158	
117	大空町	福祉課地域包括支援センター	0152-74-2111	115
118	斜里町	保健福祉部地域支援センター	0152-23-6644	
119	清里町	保健福祉課福祉介護グループ	0152-25-3847	

番号	市町村名	担当部課名	連絡先	内線
120	小清水町	保健福祉課	0152-52-4473	
121	訓子府町	福祉保健課高齢者支援係	0157-47-5555	
122	置戸町	地域福祉センター	0157-52-3333	
123	佐呂間町	保健福祉課	01587-2-1212	
124	遠軽町	民生部保健福祉課	0158-42-4813	
125	上湧別町	地域包括支援センター	01586-2-3472	
126	湧別町	民生部保健福祉課福祉介護支援グループ	01586-5-3767	612,613
127	滝上町	保健福祉課	0158-29-2111	
128	興部町	地域包括支援センター	0158-82-4155	
129	西興部村	住民課	0158-87-2111	
130	雄武町	保健福祉課社会福祉係	0158-84-2023	
131	室蘭市	介護福祉課	0143-25-2872	
132	苫小牧市	保健福祉部高齢者支援室介護保険課	0144-32-6347	
133	登別市	保健福祉部高齢・介護グループ	0143-85-5720	
134	伊達市	福祉部高齢福祉課高齢者保健福祉係	0142-23-3331	309
135	豊浦町	総合保健福祉施設	0142-83-2408	
136	洞爺湖町	健康福祉課高齢者福祉係	0142-74-3001	
137	壮瞥町	住民福祉課	0142-66-2340	
138	白老町	地域包括支援センター	0144-82-5560	
139	厚真町	地域包括支援センター	0145-26-7871	
140	安平町	介護保険課	0145-25-4555	
141	むかわ町	町民課生活福祉グループ	0145-42-2415	
142	日高町	保健福祉課福祉・子育て支援グループ	01456-2-6183	
143	平取町	地域包括支援センター	01457-4-6111	
144	新冠町	町民福祉課保健福祉グループ	0146-47-2111	
145	浦河町	保健福祉課	0146-26-9003	
146	様似町	保健福祉課	0146-36-5511	
147	えりも町	保健福祉課	01466-2-4888	
148	新ひだか町	健康生活部健康推進課	0146-43-1111	
149	帯広市	保健福祉部高齢者福祉課	0155-65-4145	
150	音更町	介護福祉課	0155-32-4567	
151	士幌町	保健福祉課	01564-52108	
152	上士幌町	保健福祉課	01564-2-5555	
153	鹿追町	福祉課福祉町民相談係	0156-66-1311	
154	新得町	保健福祉課福祉係	0156-64-0533	223
155	清水町	保健福祉課保健医療グループ	0156-69-2233	
156	芽室町	保健福祉課在宅支援係	0155-62-9724	
157	中札内村	住民課福祉グループ	0155-67-2321	
158	更別村	保健福祉課	0155-53-3000	
159	大樹町	保健福祉課	01558-6-2111	7811
160	広尾町	保健福祉課在宅支援係	01558-2-3370	
161	幕別町	民生部保健課	0155-54-3811	
162	池田町	保健福祉課介護支援係	015-572-2100	
163	豊頃町	福祉課福祉係	015-574-2214	254
164	本別町	地域包括支援センター	0156-22-9222	
165	足寄町	地域包括支援センター	0156-25-9200	
166	陸別町	保健福祉センター	0156-27-8001	
167	浦幌町	保健福祉課	015-576-5111	
168	釧路市	福祉部介護高齢者福祉課	0154-23-5185	直通
169	釧路町	介護健康課	0154-40-5210	130
170	厚岸町	地域包括支援センター	0153-53-3333	
171	浜中町	福祉保健課	0153-62-2397	
172	標茶町	地域包括支援センター	015-485-1515	
173	弟子屈町	保健福祉課	015-482-2935	
174	鶴居村	住民課	0154-64-2113	
175	白糖町	保健福祉部介護健康課	01547-2-2171	
176	根室市	市民福祉部介護福祉課	0153-23-6111	2181
177	別海町	福祉部福祉課	0153-75-2111	1316
178	中標津町	福祉介護課	0153-73-3111	
179	標津町	保健福祉センター	0153-82-1515	
180	羅臼町	地域包括支援センター	0153-87-5880	



高齢者虐待防止ネットワーク構築事例集

編集・発行 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111 (内線 25-669)

FAX 011-232-8308